

令和6年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和6年9月13日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 金子 恵  | 副委員長 | 堤 理 志 |
| 委員  | 下町 純子 | 委員   | 藤田 明美 |
| 委員  | 岡田 義晴 | 委員   | 八木 亮三 |
| 委員  | 西田 健  | 委員   | 西岡 克之 |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

|        |       |     |       |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 荒木 秀一 | 主 査 | 村田 潤哉 |
|--------|-------|-----|-------|

説明のため出席した者

|                    |        |         |        |
|--------------------|--------|---------|--------|
| 住民福祉部長<br>(こども政策課) | 宮崎 伸之  | 住民福祉部理事 | 細田 愛二  |
| 課 長                | 村田 佳美  | 高田保育所所長 | 松尾 郁子  |
| 課長補佐               | 藤吉 有見  | 課長補佐    | 石川 俊介  |
| 係 長                | 濱崎 美雪  | 主 査     | 今泉 彩   |
| 主 事                | 本多 美奈  |         |        |
| (住民環境課)            |        |         |        |
| 課長補佐               | 木須 美樹  | 係 長     | 松本 雄輔  |
| 主 査                | 傳 由布子  |         |        |
| (福祉課)              |        |         |        |
| 課 長                | 川内 佳代子 | 課長補佐    | 和田 久美子 |
| 課長補佐               | 山本 公司  | 係 長     | 後藤 理子  |

会計管理者 田中 一之

(会計)

係 長 草野 愛

議会事務局長 荒木 秀一

(議会事務局・監査事務局)

議事課長兼監査事務局長

係 長 江口 美和子

福本 美也子  
係 長 永間 崇義

本日の委員会に付した案件

議案第49号 令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時29分

閉会 15時07分

## ○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会します。

昨日に引き続き、本日も議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。本日は住民福祉部高田保育所から審査を始めたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

松尾所長。

## ○参事（松尾郁子君）

よろしく申し上げます。それでは、令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき、昨年と異なる点を中心にご説明させていただきます。説明書の22、23ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金の2段目、スポーツ振興センター共済保護者負担金が高田保育所所管となります。次に24、25ページをお開きください。13款1項2目2節の児童福祉使用料の4項目とも高田保育所所管となります。1段目は保育料です。2段目の施設型給付費広域入所分は、町外の児童を高田保育所へ受け入れた際の保育料です。3段目の延長保育料は、保育短時間の家庭が利用の際、1時間200円徴収したものです。12人が延べ329時間利用いたしました。4段目の一時預かり料は、入所していない児童を一時的にお預かりした利用料で、延べ利用人数は868人です。28、29ページをお開きください。14款2項1目2節地域活性化補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、50万9,802円が高田保育所所管です。物価高騰対応として副食費に対する補助です。30、31ページをお開きください。14款2項2目2節児童福祉費補助金の上から1段目、子ども子育て支援交付金のうち441万4,000円が高田保育所所管となります。一時預かり事業と地域子育て拠点事業分です。補助率は国県町3分の1ずつとなります。34、35ページをお開きください。15款2項2目2節の上から3段目、子ども子育て支援交付金のうち441万4,000円が高田保育所所管となります。一時預かり事業と地域子育て拠点事業分でございます。次の段の保育対策総合支援事業費補助金のうち6万5,000円が高田保育所所管となります。すみません、段が先ほどちょっと前後してしまいました、説明が。使用済みおむつを保育所で処分するためのごみ箱を購入いたしました。補助率は県3分の2、町3分の1となります。48、49ページをお開きください。20款5項1目雑入の上から9段目、副食費全てが高田保育所所管となります。

次に歳出についてご説明いたします。106、107ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費は、高田保育所ならびに子育て支援センターおひさま広場における運営費でございます。108、109ページをお開きください。12節委託料の下から3段、植栽業務委託料、樹木剪定業務委託料、保育用具作成業務委託料を追加いたしました。植栽業務委託料と保育用具作成業務委託料は、ふるさと長与応援寄附金を活用いたしました。樹木剪定業務委託料は、園庭のり面の上の雑木の伐採を行ったものです。

次に14節工事請負費、施設・設備改良工事費ですが、園庭に面するのり面に亀裂が入り剥落が危惧されたため補修を行いました。次に17節備品購入費ですが、企業版ふるさと納税寄附金を活用し、トランポリン、体育用マット、絵本などを入所児童や地域の子育て家庭のために購入いたしました。高田保育所所管は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑を行います。歳入から始めます。まず22、23ページ、下段の方です。高田保育所分、スポーツ振興センター共済保護者負担金です。質疑はありませんか。それでは24、25ページ、これは下段の方の2目児童福祉使用料です。ここが全て高田保育所分です。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

24、25ページの13款1項2目2節児童福祉使用料の先ほどご説明いただいた施設型給付費広域入所分ですが、町外の子どもを受け入れた分ということでしたが、去年の4年度の決算を見ると115万2,000円と結構金額が大きく違うのかなと思ったんですが、4年度が特異なのか、5年度が特異なのかちょっと分からないですが、この差とか理由っていうのをお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

広域入所は予定をあらかじめしておりませんで、年度が始まってから入所の決定が行って、歳入が決まっていくものです。4年度は1年間入所しておられる児童がおりましたが、5年度は3カ月の里帰り出産の家庭の児童を受け入れたので、月数によって歳入が変わっていくということがあります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、4年度と5年度でそういう受け入れ方が違ったということですかね。ごめんなさい、ちょっとよく分からなかったんですけど、もうちょっと、もう一度事業自体から説明していただければよろしいですか。あと、そうですね、1年と3カ月というのでちょっと違いがあるということであれば、それぞれ大体1名の方について幾らぐらいになって、何件の利用があったとか、ちょっとそういう数字があれば頂きたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

4年度は1名でした。5年度は1名で3カ月でした。4年度は12カ月です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

意味が分かりました。これは1名というのは、どういう基準で町外の子どもを受け入れるということになるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

町外からの入所の希望があった時に、受け入れが可能であれば入所となります。定員が満ちていて受け入れが不可能であれば、入所をできないということになります。そして4年度の児童はこの年が卒園の年だったので、5年度までの継続がなくて、5年度は新しい児童が3カ月だけ入所されたということです。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

内容は分かりました。最後に、空きがなければ受け入れられないということで1名ということになったのかと思うんですが、これは早いもの順とか何かそういう、例えばもっと希望があって1人しか受けられなかったのか、ちょっとそういう、その1名の方が入れた理由っていうのは何かあるのでしょうか。1名しかもうそもそもそういう希望がなかったのかですね。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

保育所の入所に関しましては、申し込みがあった分を勤務の状況等により点数化をしております。まず町内在住の方を優先的に、長与町の施設になりますので入れさせていただいて、その空き状況、保育園の受け入れ体制等々を見て、広域利用、町外の方の利用が可能かどうかの判断をさせていただいております。あと人数に関して、ちょっとすいません、今、資料を持ち合わせておりませんで、1名だったのかそれ以上いたのかというのが、すいません、お答えができません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは次、28、29ページです。一番下段の新型コロナの交付金分です。高田保育所は59万2,800円の副食費ということで説明があつてます。よろしいですか。それでは、30、31ページ、質疑はありませんか。では次が34、35ページ。よろしいでしょうか。質疑はありませんか。それでは雑入です。次が48、49ページ、これは中段辺りの副食費分が高田です。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほど歳出の方のご説明の中で、企業版ふるさと納税を一部ですかね、使っていた事業があるということでしたが、歳入の方でその項目と金額の説明がなかったかなと思うので、ちょっとそちらをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

失礼いたしました。説明の追加をさせていただきます。42、43ページをお開きください。17款1項9目1節企業版ふるさと納税寄附金のうち111万9,361円が高田保育所所管となります。

○委員長（金子恵委員）

今雑入のところまで進んでいますが、質疑はありませんか。いいですか。それでは歳出に移ります。106、107ページ、ここの高田保育所費が所管になってます。次の109ページの下段の方までですね。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で高田保育所の審査を終了します。

暫時休憩します。ありがとうございました。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これよりこども政策課の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

皆さまおはようございます。それでは令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の事項別明細書に基づき、昨年度と異なる点を中心にご説明させていただきます。説明書の22、23ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金と2節滞納繰越分がこども政策課です。1節児童福祉費負担金ですが、1行目の児童福祉費負担金、保育料は昨年度より43万6,720円の増額となっております。次に3行目の病児・病後児保育事業負担金は、長与町にある病児保育ひなたぼっこに係る時津町の負担分です。2節滞納繰越分の収入済額は89万7,600円、12名分となっております。お手元にお配りしている個別資料、歳入の収納状況、歳入の名称、保育料をご覧ください。内訳としましては、平成29年度以前分が1名、以後分が11名となっており、徴収率は4

1%となっております。説明書へお戻りください。次に24、25ページをお開きください。2目1節保健衛生費負担金がこども政策課です。養育医療費保護者負担金とは、未熟児で生まれた赤ちゃんの入院、養育が必要と医師が認めた場合に医療費を助成するもので、所得に応じた自己負担分になります。次に28、29ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち33万円が養育医療費に対する2分の1の国庫負担金となっております。その下の行の障害児入所給付費等国庫負担金は障害児通所給付費に対する2分の1が国庫負担で、利用者および利用回数の増と事業所職員の処遇改善加算などにより、昨年度より約1,850万円の増額となっております。次の2節保育所運営費負担金から4節児童福祉費負担金までがこども政策課です。次の14款1項2目1節保健衛生費負担金の1行目、母子保健衛生費負担金ですが、未熟児養育医療費の国庫負担金で補助率が2分の1となります。次に30、31ページをお開きください。14款2項2目1節社会福祉費補助金の一番下の行、地域障害児支援体制強化事業補助金がこども政策課です。ひばり学級で行っている巡回支援整備事業に対する国庫補助金で、補助率が2分の1となっております。2節児童福祉費補助金は全てこども政策課です。1行目、子ども子育て支援交付金は昨年度より38万7,000円の減となっております。補助率は3分の1です。2行目の保育対策総合支援事業費補助金は、保育環境改善等事業として、保育所等の送迎用のバス等への安全装置の導入支援と、緊急時の職員確保に係る費用に対する補助金です。3行目、支援対象児童等見守り強化事業補助金は、町内の2事業所が行う要保護児童等の居宅を訪問するなどしながら子どもの見守りを行う事業で、国の補助率は3分の2です。4行目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金と、6行目の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による損害を受けた低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯を除いた世帯を支援する目的で、給付金と事務費に対する補助金で全額国庫負担となります。次に3目1節保健衛生費補助金の2行目と5行目がこども政策課です。2行目妊娠・出産包括支援事業補助金は、産後ケア事業と産婦健康診査に係る補助金で、国の補助率は2分の1です。5行目出産・子育て応援事業費補助金は、令和5年3月より事業を開始した出産・子育て応援事業に係る補助金です。次に32、33ページをお開きください。3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課です。特別児童扶養手当に係る事務委託金です。15款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金のうち16万5,000円がこども政策課です。育成医療費の4分の1が県負担です。4行目の障害児通所給付費等負担金がこども政策課で、4分の1が県負担金で、国費同様利用者および利用回数の増と事業所職員の処遇改善に伴い、昨年度より約1,050万円の増額となっております。次に、2節の保育所運営費負担金から2目1節保健衛生費負担金までがこども政策課です。34、35ページをお開きください。2項2目1節社会福祉費補助金の4行目、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費

から9行目地域障害児支援体制強化事業補助金までがこども政策課です。6行目の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の聴覚障害のある児童に対し、補聴器の購入費用の一部を助成するための補助金で、県が3分の2の補助となります。7行目の医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金は、在宅で医療的ケア児の介護および看護を行う家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う、医療保険の適用対象外となる看護費用について、県が2分の1を補助するものでございます。8行目の福祉医療費補助金（高校生）は、高校生の医療費助成を令和5年4月1日以降の診療分に対して行う事業に係るものです。9行目、地域障害児支援体制強化事業補助金は、ひばり学級で行っている巡回支援整備事業に対する補助で、県補助が4分の1補助となっております。2節児童福祉費補助金の1行目から4行目がこども政策課です。次に3目1節保健衛生費補助金の2行目、出産・子育て応援事業費補助金は出産・子育て応援事業に係る補助金です。40、41ページをお開きください。17款1項3目1節社会福祉費寄附金のうち24万円がこども政策課で、ファミリーサポートセンター事業負担金として1企業より月2万円の寄付を受けております。次に42、43ページをお開きください。17款1項9目1節企業版ふるさと納税寄附金、このうちの310万円をひばり学級、高田保育所のファミリーサポート室、こども政策課、児童館、健康センター等で利用する備品や消耗品の購入としております。次に46、47ページをお開きください。20款5項1目1節雑入です。上から18行目の養育医療費返還金、19行目の児童手当返還金、その6行下の電柱等設置使用料のうち1,370円、次に一番下から9行目の保健事業参加者負担金がこども政策課です。次に48、49ページをお開きください。3行目の放課後児童クラブ光熱水費負担金、下から5行目の過年度病児・病後児保育事業負担金返還金がこども政策課です。歳入は以上です。

次に歳出に移ります。90、91ページをお開きください。3款1項1目1節報酬の5行目要保護児童対策地域協議会委員報酬から、7行目児童虐待防止専門員報酬までがこども政策課です。2節給料から4節共済費までは、福祉課とこども政策課の2課の人員費となります。3節職員手当等の時間外勤務手当のうち196万4,771円と、会計年度任用職員期末手当の全額、4節共済費の会計年度任用職員社会保険料の全額、次のページの8節旅費の1行目普通旅費のうち2万7,500円、2行目研修旅費の全額、3行目費用弁償のうち2万3,790円、4行目会計年度任用職員通勤手当の全額、10節需用費の1行目消耗品費のうち6,310円、3行目印刷製本費の全額、11節役務費の2行目通信運搬費と3行目審査支払手数料の全額、12節委託料の2行目福祉医療費システム保守委託料と3行目福祉医療費システム改修業務委託料の全額、13節使用料及び賃借料の全額、18節負担金、補助及び交付金の下から3行目長与町福祉団体育成補助金のうち10万円、一番下の行の支援対象児童等見守り強化事業補助金までがこども政策課です。19節扶助費もこども政策課です。扶助費は福祉医療費助成で、一番下の



行の高校生医療費は18歳までの全ての子どもたちが安心して医療を受けることができるよう、令和5年度より高校生まで拡充いたしました。94、95ページをお開きください。22節償還金、利子及び割引料の1行目、過年度児童虐待防止対策支援事業補助金返還金もこども政策課です。2目障害者福祉費は、ひばり学級の障害児福祉に係る経費になります。1節報酬の下から2行目療育専門員報酬、一番下の行の療育補助員報酬がこども政策課です。職員、専門職員が6人、補助員は1人です。3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当のうち252万8,318円、4節共済費の会計年度任用職員社会保険料のうち249万7,144円、7節報償費の全額、8節旅費の1行目普通旅費のうち7,500円、2行目研修旅費の全額、3行目の費用弁償のうち3万5,110円、4行目会計年度任用職員通勤手当のうち31万2,600円、10節需用費の1行目消耗品費のうち17万6,492円、2行目燃料費と3行目食糧費の全額、11節役務費の2行目自動車損害共済金、下から3行目障害児通所給付費支払事務手数料、下から2行目の育成医療費支払事務手数料の全額がこども政策課です。96、97ページをお開きください。3款1項2目12節委託料の6行目ひばり学級施設管理委託料、13節使用料及び賃借料の1行目自動車借上料の全額、2行目有料道路等使用料のうち1,700円、3行目駐車場使用料のうち800円、4行目公用車リース料の全額がこども政策課で、ひばり学級で使用する公用車に対する経費となります。17節備品購入費の全額と、18節負担金、補助及び交付金の一番下の行の医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金がこども政策課です。19節扶助費の上から7行目の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費は、特殊寝台吸入器、電気式たん吸引機の購入費を一部助成しております。その下4行目の障害児通所給付費は、利用者および利用回数の増と事業所の職員の処遇改善に伴い、昨年度より4,296万円の増額となっております。その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、その下の育成医療費、22節償還金、利子及び割引料の1行目、3行目と、次のページの1行目、3行目がこども政策課です。次に100、101ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費から111ページの4目児童館費までが全てこども政策課です。1節報酬の3行目一般事務補助パート報酬と3節時間外勤務手当のうち23万6,368円が、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に伴うものです。次に102、103ページをお開きください。17節備品購入費は、企業版ふるさと納税寄附金を活用し、こども政策課で行っているレンタル事業に利用するベビーカー、ベビーベッド、チャイルドシートなどを購入しております。18節負担金、補助及び交付金で、保育所や放課後児童クラブ、病児保育などの子育て施設に対し、事業を継続的に実施していただくために必要な経費の助成と、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善臨時特例事業費補助金を助成しております。10行目の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、ひとり親世帯を除く、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による損害を受けた低所得の子育て世帯を支援する目的で給付金を支給しております。19節扶助費の1行目児童手当

は、児童の減少により昨年度より2,718万円の減額となっております。一番下の行の子育てのための施設等利用給付費も、昨年度より利用児童数の減により約574万円の減額となっております。104、105ページをお開きください。22節償還金、利子及び割引料は実績による返還金になります。2目児童福祉運営費は、保育園、認定こども園等への運営費に対する補助金です。18節負担金、補助及び交付金の運営費補助金は、入所児童数の増減に伴い運営費も増減しております。次のページの1行目、保育環境改善等事業補助金につきましては、送迎バスを運行している町内認可保育所等への安全装置の導入支援と、保育所等における感染症対策のため、使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入費用に対し補助を行っております。108、109ページをお開きください。4目児童館費です。111ページまでが町内5カ所の児童館運営に係る経費です。令和4年度はコロナ禍のため児童館の利用者数を制限しておりましたが、令和5年度より利用制限をなくしたため、全体の児童館利用者が令和4年度より7,645人、子育て支援センターの利用組数が令和4年度より1,847組増加しております。次に116、117ページをお開きください。4款1項1目2節給料から4節共済費までは、健康保険課とこども政策課の職員等の人件費になっております。3節職員手当等の4行目、時間外勤務手当のうち293万1,349円がこども政策課です。118、119ページをお開きください。2目感染症予防費です。1節報酬の一般事務補助パート報酬のうち10万8,000円、8節旅費の1行目研修旅費のうち8,600円、2行目会計年度任用職員通勤手当のうち6,500円、10節需用費の1行目消耗品費のうち1万2,600円、3行目印刷製本費のうち16万2,762円、12節委託料の1行目予防接種委託料のうち1億11万4,503円、次のページの19節扶助費の予防接種助成費の全額がこども政策課です。次に3目母子衛生費です。全てこども政策課です。11節役務費の5行目通信運搬費は、出産・子育て応援事業の対象者へ通知文書に係る郵便料です。次に122、123ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の2行目出産・子育て応援給付金は、妊婦に対し5万円、出産した場合に5万円を給付しております。176、177ページをお開きください。10款4項1目7節報償費はこども政策課で、町内幼稚園卒園児75人へ記念品を購入しております。以上で歳出についての説明を終わります。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書につきましてご説明いたします。こども政策課所管分は30ページから37ページになります。主なものをご説明いたします。30ページの高校生福祉医療費助成につきましては、18歳までの全ての子どもたちが安心して医療を受けることができるよう、令和5年度より中学生までの医療費助成を高校生までに拡大しております。31ページのファミリーサポートセンター事業は、これまで社会福祉協議会へ委託しておりましたが、令和5年度より町直営とし土曜日の預かり場所について保育所や児童館等施設での受け入れを新たに開始し、住民サービス向上の強化に努めました。以上が、こども政策課の令和5年度決算に関する内容でございます。

す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑に入ります。まず、22、23ページ、下段の方です。ここから質疑を行います。質疑はありませんか。それでは次のページ、24、25ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

23ページ、1ページ戻ってもらうんですが、保育料の滞納繰越12人って聞いたんですが、この分と頂いた資料とは関連がありますか。現年度令和5年度。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

お配りしております歳入の収納状況をご覧ください。こちらの方の保育料の収入済額のところになりますが、今回滞納の分になりますので、件数が一番下の小計のところになります12件と収入済額が89万7,600円、こちらの方が収入済額になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。収入済み。そしたら申し訳ありません、これ、どこで聞けばよかとか。収入未済のことをちょっと聞きたいとけど、ここでいいですか。収入未済額が過年度では比較的少ないんですが、令和5年度の方で14件ですよね。これは何らかの理由というか、社会的要因なり何かあったのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

通常保育料につきましては口座引落等々をしておりますけれども、納付書の方で納められた方が一部いらっしゃいます。その方と、また児童手当等につきましても特別徴収ができるんですけれども、そういった差し引きができない方についての収納未済の方が14名いらっしゃるようでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その数字がですよ、その前までの年と比べて非常にかなり増えてるものですから、たまたまなのか何か要因があったのか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今年度は口座引落ができなかった方が多かったので、未納額が増えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。今25ページまで行きましたけれども、まず25ページまでで質疑はありませんか。それでは28、29ページ、これは何カ所かありましたけど、よろしいですか。次のページ30、31ページ。戻っても構いませんので進めます。32、33、34、35ページ。では40、41ページ、ふるさと納税のところです。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

35ページの軽度・中等度の難聴児の補聴器の助成がありますけれども、ちなみに何人ぐらいのお子さんが補助を受けていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

令和5年度は実人数が2件、延べ件数が3件になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは次のページの42、43ページ、こちら企業版の分です。それでは46、47ページ、雑入ですね。ここでも数カ所ありました。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、今の同僚委員の質問の同じところで補聴器補助なんですけれども、軽度・中等度っていうところで手帳がない方を対象ということなので、言ってみれば自己申告っていうんですかね、補助を受けたい方の、なので潜在的な需要ってのはなかなか把握しにくいとは思いますが、せっかく制度があるのに全くゼロ件の年度もあると思うんですよね。これアナウンスっていうか周知はどのようにされてるんでしょう。例えばこういう制度がありますよっていうのを、当然お子さん対象なので学校とかで保護者に周知したりはされてるんですかね。その辺りを伺います。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

軽度・中等度難聴児の対象になるお子さんといいますのは、大体生まれてから先天的な方、高度の方は乳幼児健診等で早期に発見がされて、即専門医の方につながっております。そういった方々は重度であれば身体障害者手帳の対象になりますし、そうではない方に関しましても経過を見て耳鼻科の先生の方から随時行政の方に、こういった軽

度・中等度の助成に関しましては県内全てが自治体が行っておりますので、ご紹介を頂くような形になります。ですので、後天的に難聴が見られるような方に関しましては、学校に入られましたら学校の健診等で早期に気づかれるということで、行政の方に相談に来られるっていう経過になっております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。今、雑入のところまで来てます。46、47ページまでですね。次48、49ページ。よろしいですか。それでは、歳出に移ります。90、91ページ、この下段の方です。質疑はありますか。それでは、92、93ページ。

西田委員。

**○委員（西田健委員）**

93ページ、扶助費の中の令和5年から高校生医療費が入ったんですけども、これちょっと広報ながよにも載ってたんで見たんですけども、例えば病名なんですけども、病名に関してはあんまり対象とならないもの何も記載なかったんですけども、何かその辺の規定というのはあるんでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

石川課長補佐。

**○課長補佐（石川俊介君）**

助成の対象は保険診療内の分になりまして、特に病名とかは限定をしております。

**○委員長（金子恵委員）**

西田委員。

**○委員（西田健委員）**

この中には1回とか、2回までとか、3回までとか、そこら辺も規制はないのでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

石川課長補佐。

**○課長補佐（石川俊介君）**

すいません、説明が漏れておりました。ひと月以内に1つの医療機関に1度かかったら800円が自己負担。で同じ医療機関に2回以上かかったら1,600円を自己負担していただいております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。それでは94、95ページ、ひばり学級の分です。次96、97ページ、質疑はありますか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

96、97ページの障害者福祉費の18節、一番下の医療的ケア児等訪問型レスパイ

ト事業費補助金ですが、多分対象になる方、保護者といいたいでしょうか、5年度は2人だったかなと思うんですが、この支出は2人ともお使いになったのか。何時間分とか、ちょっとその利用状況ですね、伺える範囲で伺いたいと。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

まず令和5年度のこの医療的ケア児訪問型レスパイト事業の対象者は、長与町内には3名いらっしゃいます。こちらは通常医療、訪問看護の方を利用されてるお子さんになります。そのうち3名の保護者に聞き取りを行いまして、ニーズがあったのが2名ということで、令和5年度は2名の方が利用をされました。長与町の上限を年間24時間としておりまして、1人目の方は24時間、マックス使われております。2人目の方は15時間ということで使用されてます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

19節扶助費の中の下から6行目の障害児通所給付費ですね。まずこれは放課後等デイサービスの利用の分に当たるのか、ちょっと確認をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

この扶助費の方は、障害児通所サービスのうち児童発達支援事業、それから放課後等デイサービス事業、保育所等訪問事業、それから高額な障害児通所事業の分が入っております、内訳として。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

放課後デイも入ってるということで、分かりました。この支援員っていうか、その職員に当たるような方々がたしか数年前に一定の資格なり、研修なりを受けないといけないというような、県か何かから通達か通知かがあっていると思うんですが、その辺りっていうのはきちんとそれがなされてるかどうか。全くずぶの、言葉悪いですけどもあまり専門的な知識がない方がされている例が以前ちょっと問題になったこともあったと思うんですが、その辺りは本町の場合は大丈夫なのか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

この障害児通所の事業所の、まず認定ですとか監査ですね、管理を行うのが長崎県の障害福祉課の方になっております。そこでは、例年監査を受けて指導等は行われております。委員が言われたように育成、資質の向上のために随時研修を受けるということが必須になっております。ちなみに町といたしましては、そういった事業所向けにこども部会というものを実施しております、質の向上のための研修を定期的に行っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じところの2つ目が育成医療費っていうのがございますね。育成医療というのは簡単に説明いただけませんか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

育成医療費なんですけれども、身体に障害のある児童、または知的障害のある児童で、身体障害を除去、軽減する手術等の治療に対する医療費の補助になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、先ほど私が伺ったこの医療的ケア児のレスパイト事業のことでご答弁いただいた内容からですが、対象者3名いらっしゃって、利用したいという方が2人だったということですが、まずその利用されなかった方はどういった何か理由といたしまして、上げられているのか、もしあれば。それと、この事業は今年度6月の補正で96時間利用できるようになってますが、それでもやっぱり3人のうち2人しか使う予定がないのか。あともう1点、先ほど3名の方に聞き取って、2名が利用したいというあらかじめそういうことだったのでその分の予算を計上されたということでしたかね。その場合、途中で利用しないとおっしゃった方がやっぱり利用したいってなったら、予算が足りなくなるんじゃないかと単純に思ったんですが、そういうのは、例えば最初に聞き取って使わないって言ったから、もう予算ないんで使えませんというわけにはいかないと思うんですよね。ちょっとその辺りの考え方をお伺いします。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

まず、訪問看護、レスパイト事業というものがどうしてできたかっていうと、こちら

はほぼ重心、重度の心身のお子さんに関するサービスの一環なんですけれども、医療の訪問看護を利用されているってところがまず利用の条件になります。定期的に訪問看護を週に1回とか、3回までとか、利用される方、そういったまずお子さんであるということ。医療保険で賄えない部分を福祉のサービスの方で利用するっていうのが、このレスパイト事業が始まったきっかけになっております。この3名のうち2名が重心というお子さんになります。お1人の方は軽度といいまして、通常の保育所の方に今入所されているお子さんになります。そういった方で、この訪問型レスパイト事業を使う目的といたしましては、大体在宅にいらっしゃるものですから、保護者が何かの用事で出かけた時に自宅で代わりに何時間か見ていただきたいっていう需要、もしくは兄弟児のいろんな行事に参加をされたいがために利用したいっていうふうなものもほぼになっております。それ以外はもう医療保険の方が利用ができるからですね。そういったことをアセスメントをしながら、利用をされないという方に関しましては、通常、保育所に入所されてますので、そういった訪問看護を利用する機会は特に望んでいないというふうなことでございます。状況によりまして、また新しい対象の方がお生まれになったりとか、そういうことがあるかとは思いますが、そういったところはまた検討しながら予算等も含めた形で検討はしていきたいとは思いますが、そういうことになっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっとすいません、理解が足りてなかったら申し訳ないんですが、今の話を聞くと、そもそも対象者は訪問看護を受けてる2名じゃないかと思うんですが、もう1人の方も対象者にはなる、けどもご本人が必要ない。ちょっともう1回説明して、対象者ではあるっていうことですかね。どういう基準で対象なのか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

こちらは通常県の要件と町の要件同じなんですけれども、主治医の先生の意見書を基に通常訪問看護を受けておられるお子さん、医療的ケアを受けておられるお子さんというのが、このレスパイト事業の対象になります。3名のお子さんとも訪問看護の方は利用をされております。先ほど軽度といったお子さんに関しましても、月に一度訪問看護の方は受けておられます。そのうち利用をするかどうかというのは保護者の判断に基づいて申請を行われますので、申請の要件としては終わりになります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）



分かりました。ちょっとイメージとして、もう本当に在宅されてる重度の方だけなのかと思ってたもんですから。そうすると、今よく分かったんですが、確認ですが、そうすると訪問看護を受けているという状態のお子さんのいらっしゃる方は、町内にもうその3人だけということになるんですか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

長与町が把握しております医療的ケア児のお子さんに関しましては今のところ3名、医療保険の方の訪問看護を利用されてます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では98、99ページ、ここは上段分です。次のページいきます。100、101ページ、この児童福祉費から始まります。102、103、104、105ページ、質疑はありませんか。106、107、108、109ページ、質疑はありませんか。いいですか。戻っても構いませんので、進めます。次、110、111ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

105ページの各園がずらっと並んでるんですけれども、一時期その待機のことが問題になって、かなり解消はされてきたというふうには理解してるんですが、令和5年度において待機というのがあったのかどうか。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

令和5年度におきましても、4月1日時点の待機児童はゼロとなっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前聞いたところによると、例えば低年齢、未満児とか、以上児とかでちょっと変わってきたりとかいう話もあるんですが、時期によってはやはり若干の待機が出たりすることもあるという理解でよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

令和5年ですと9月時点で待機が1名発生しております。以降、ちょっとずつ増えてるという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。恐らく今後入園する方がどのくらい出るかという推計は恐らくしながらやっつけてらっしゃると思うんですが、どうなんですかね、今後の見通し、少子化の流れもあろうかと思うんですけども、何らかの対策なりが必要なのか、それとも現状の規模というか、キャパでいけるのか、その辺りの見通しはいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

来年度以降の見通しでございますが、今まさに第3期の子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、7年度から5年間の人口の推計、それに対する保育所の定員の確保数とかの検討をしておりますところでございますが、今まさに悩んでるところでして、高田南土地区画整理事業の関係とかそちらの方の区画整理で人口が一時的に増加するんじゃないかなという推計を立てておりまして、今そこを現状で足りてるのか足りてないのかというところを分析を進めているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。次に進めたいと思います。116、117ページ、よろしいですか。118、119ページ、ここも数カ所ありましたけど、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

118、119ページの感染症予防費ですが、先ほどちょっと聞き逃してたら申し訳ないんですが、予防接種委託料でHPVワクチンの接種とかっていうのはこども政策課の所管じゃないんですかね。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

HPVワクチンの接種委託の方もこども政策課が所管しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしましたら、先日の一般質問に当たっていろいろ資料等も頂いて確認はしてるんですが、ちょっと改めて決算ということで、令和5年度末までのキャッチアップ接種の接種率はどのようになっていますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

こちらで把握しております令和5年度末までのキャッチアップ接種の接種率ですけれども、対象者数が1,748名、実人数が127名ということで、およそ7.3%と把握しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

当然、今、今年度末までということで、大分広報が、政府等も行っているので、駆け込みじゃないですけど、これ以上に増えてはいるんだろうなと思うんですが、逆に言うところの最終年度になって慌てて広報するのではなくて、4年度からしっかり周知していればもうちょっと上がったのかなという気がするんですが、ちょっと抽象的な聞き方で申し訳ないですが、この5年度、4年度もですが、今のように、今年度みたいに回覧版等で回したり、広報で周知したり、そういったのはやられてたんですかね。例えば6年度と比べて同等に行っていたのか、ちょっとそこまででもなかったのか、もしあれば伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

ホームページの公表ですとか、広報等の掲載は行っておりましたが、回覧版の周知は行っておりません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると町のこの接種率の低さっていうのが、町の責任とまでは言いませんけれども、やはりもっとできることがあったんじゃないかということと、実際にこの決算からも接種が少なかったという事実からいくと、やはり接種率の向上っていうのは考えていけないといけないのかなと思ひまして。ちょうどつい数日前に宮崎市が独自にキャッチアップ接種を延長すると、自主財源といいましょうか、そういうことも出してきてましたんで、そういう結果を受けて、そういうことも検討すべきかと思うんですが、改めて、もしそうするのであれば、もう例えば宮崎市はもう今回の議会で予算を上げて、補正しているってことですが、12月の補正なり、もしくは来年度予算にそういったことを反映することも含めて検討していくべきかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮崎部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

今現在ご審議いただいております決算でございます。この決算の数値につきましては、当然もう確定した数字でございますので、これを分析し、今後の予算等に反映するという

形は当然やっていく必要があると思います。今回、決算の審議でございますので、その点について答弁としてはこういう回答をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○委員長（金子恵委員）**

他に質疑はありませんか。それでは120、121ページ、母子衛生費です。今121ページまで、よろしいですか。それでは次、122、123ページ、真ん中から上、ここがこども政策課です。では176、177ページ、下段の幼稚園の記念品です。それでは歳入歳出いずれでも結構です。報告書も含めて全体的に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上でこども政策課の審査を終了いたします。

場内の時計で11時まで休憩します。

（休憩 10時48分～11時00分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民環境課の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

細田理事。

**○住民福祉部理事（細田愛二君）**

それではよろしくお願いいたします。住民環境課所管分につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。歳入歳出ともに主なものについてご説明をさせていただきます。まず歳入でございます。22、23ページをお開き願います。下段の12款1項2目衛生費負担金の、次のページに移りまして、2節清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金は、施設組合へ派遣をしております職員3名分の給与負担金収入でございます。次に13款使用料及び手数料、次のページに移りまして、2項1目総務手数料1節戸籍手数料、2節住民基本台帳手数料、3節印鑑証明手数料、4節諸証明等手数料は、住民係窓口等におきますそれぞれの証明書等の発行手数料でございます。一番下になります、2目衛生手数料1節清掃手数料は全て住民環境課所管で、ごみ収集手数料は店舗等で販売を行っておりますごみ袋の販売に伴うごみ収集手数料と粗大ごみの収集手数料収入、次のページに移りまして、し尿収集手数料は調定額595万2,150円に対しまして、収入済額は590万7,520円で、収納率は99.25%でございます。次の一般廃棄物処理業等許可手数料は一般廃棄物の収集運搬の許可に係る手数料収入で、更新が5,000円で28件、許可証再交付1,000円が2件となっております。次の2節滞納繰越分は、し尿収集手数料の滞納繰越分で調定額52万3,539円に対しまして、収入済額3万7,590円で、収納率は7.18%でございます。少額ではありますが、確実に滞納分が減少している状況でございます。その下の3節犬登録手数料は、狂犬病予防注射済票交付など延べ1,531頭分の手数料でございます。同じページの14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助

金は全て住民環境課所管で、個人番号カード交付事務費補助金はマイナンバーカードの交付に係る人件費等の事務費に関する補助で、補助率は100%でございます。なお、収入未済額1,466万3,000円は、振り仮名法制化に伴います社会保障・税番号システム改修費補助金で、翌年度へ繰り越しをしております。続きまして32、33ページをお開き願います。3項1目総務費委託金2節戸籍住民基本台帳費委託金は、在留資格を持つ方の移動等に係る事務委託金でございます。15款2項、次のページに移りまして中段の方になります、3目衛生費県補助金2節清掃費補助金は、大村湾一斉清掃や海岸漂着物発生抑制に係る啓発活動等に係る補助金でございます。次の36、37ページをお願いします。3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態に関する調査事務委託金とパスポートに関する市町村権限移譲等交付金、下から2段目になりますが3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金のうち1番目と2番目が所管分で、墓地と公害に係る権限移譲等交付金でございます。次のページに移りまして、16款1項1目財産貸付収入1節土地貸付収入のうち787円が所管分で、これは高田郷コンポスト跡地の借用に対する貸付収入でございます。2目利子及び配当金1節利子及び配当金は、下から3番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入が所管分で当該基金の利息収入でございます。一番下の段になります2項で次のページに移りまして、2目物品売払収入1節物品売払収入は、環境係で使用してありました2トンダンプ1台の売却に伴う売払収入でございます。続きまして44、45ページをお願いいたします。一番下になりますが、20款5項1目雑入1節雑入のうち、次のページに移りまして真ん中ほどになるんですけれども、資源売払収入1,862万7,036円ですけれども、こちらは段ボールなどの紙類およびアルミ缶など金属類の売払収入になります。そこから3つ下に行きまして、収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料、こちらはパスポート用の収入印紙および長崎県証紙の売りさばき手数料でございます。そこから8個下に行きまして、広告掲載料、このうち96万円が所管分で、ごみ収集カレンダーに掲載しております12社分の広告料収入、そしてそこから5つ下に行きまして、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金は施設組合運営負担金の前年度精算金、そして一番下から2番目になります使用済小型電子機器等引渡し収入は、スマートフォンや携帯ゲーム機などの小型電子機器の売払収入、次のページに移りまして、上から2番目になりますが、トイレトペーパー売払収入は、リサイクルトイレトペーパーふわあっち！の売払収入でございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の方に移らせていただきます。80、81ページをお開き願います。下段の方になります。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は全て所管分でございます。1節報酬から、次のページに移りまして4節共済費までは、住民係の職員ならびに会計年度任用職員の人件費でございます。11節役務費のうち3番目のコンビニ交付証明書発行委託手数料は、住民票など各種証明書のコンビニ交付件数に応じて支払う手数料で、令和5年度は9,115件、コンビニ交付率は28.9%となっております。12節委託

料は、主なものとしたしまして下から2番目のマイナポイント支援業務委託料は、昨年9月まで実施をしておりましたマイナポイントに関する相談や申請支援を行う業務委託でございます。その下、個人番号カード交付予約管理システム導入委託料は、マイナンバーカードの申請、交付、予約等の状況を管理するシステムの導入委託でございます。なお、令和6年度への繰越明許費といたしまして1,466万3,000円を計上いたしております。13節使用料及び賃借料の上から3番目、コンビニ交付システム利用料につきましては、住民票等各種証明書のコンビニ交付に係るクラウドサービス利用料でございます。17節備品購入費につきましては、パスポートのオンライン申請開始に伴います交付状況等を管理するパソコンの購入費用でございます。続きまして124、125ページをお開き願います。4款1項5目環境衛生費は全て所管分でございます。1節報酬は、環境保全や公害などについてご審議いただいております環境審議会委員への報酬6名分でございます。12節委託料は、一番上の水質調査委託料でございますが大村湾と河川の水質調査委託で、湾内7カ所を年6回、河川につきましては18カ所を年3回、遊泳場3カ所を年1回実施をしております。3番目のコンポスト跡地調査等業務委託料は引き続きモニタリングを行っているもので、地下水および浸出水につきましては適正な状態で基準を全て満たしておりますが、引き続きメタンガス等が検出されておりますので監視を続けている状況でございます。18節負担金、補助及び交付金は、各種協議会等の負担金ならびに長崎市営火葬場維持管理負担金でございます。火葬場負担金につきましては、長崎市もみじ谷葬祭場の使用に際しまして、長崎市に対し長与町分の火葬件数の比率に応じて負担金を支払うものでございます。次に6目狂犬病予防費でございますがこちらも全て所管分で、狂犬病予防注射案内はがきの作成や犬の登録などに係る経費で、ほぼ例年どおりの支出内容となっております。次に7目地球温暖化対策費でございますが、こちらも全て住民環境課所管でございます。1節報酬および、次のページに移りまして8節旅費のうち、下段の通勤手当につきましては会計年度任用職員に係る経費でございます。12節委託料の算定業務委託料は、町内における温室効果ガス排出量の算定調査分析業務委託、18節負担金、補助及び交付金の2番目、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会負担金は、長崎市、時津町とともに昨年度策定をいたしました当該計画の策定費用、ならびに進捗管理を行う協議会の開催経費に係る負担金でございます。その下、省エネルギー型家庭用電化製品購入事業補助金は、一定の省エネ基準を満たした電化製品、エアコンと冷蔵庫になりますが、この購入に対する補助で計289件に助成を行っております。続きまして2項1目清掃総務費、こちらも全て所管分でございます。2節給料から4節共済費までは、環境係職員の人件費でございます。7節報償費の資源ごみ回収報奨金は、子ども会および自治会などへ紙類、瓶類などの資源ごみの回収報奨金としてお支払いをしているもので、6団体、延べ9回分となっております。環境サポーター謝礼につきましては、本町の環境保全や廃棄物対策に関する業務に活動いただいております環境サポーターに対する謝礼で11名分でご

ざいます。12節委託料は清掃活動に関する委託料ですが、このうち次のページに移りまして、上から2番目のきれいな町づくり事業委託料は、常設倉庫の資源回収、ステーションボックスの補修など、シルバー人材センターへの委託料でございます。続きまして2目ごみ処理費は、こちらも全て住民環境課所管でございます。1節報酬から8節旅費までは、直営班といたしまして高齢者等ごみ出し支援や粗大ごみ回収などに従事しております会計年度任用職員の人件費と通勤手当でございます。12節委託料は、ごみ収集委託料につきましては可燃、不燃などの各種ごみ収集、および缶、瓶、紙類等の資源の回収に伴う委託料でございます。次のごみ収集手数料徴収業務委託料は、ごみ袋の店舗販売等に伴う手数料徴収業務委託料でございます。ごみ袋作成業務委託料は、本町指定のごみ袋作成の委託料でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、生ごみ処理機器設置事業補助金が電動式18基、容器式5基分に対する補助、次の資源分別収集助成金は、自治会で毎月実施していただいております拠点回収に対する助成金でございます。その下の長与・時津環境施設組合負担金は、施設組合運営費の長与町負担分でございます。続きまして3目し尿処理費でございます。こちらも全て所管分でございます。このうち12節委託料の一番上になりますし尿収集委託料は、し尿の収集運搬に係る業務委託。その下のし尿処理委託料は、長与浄化センター内にありますし尿投入施設での処理委託。次のページに移りまして2番目になりますが、し尿投入施設運転管理業務委託料につきましては、し尿投入施設の運転管理業務委託。その下、し尿料金システム改修業務委託料は、昨年10月から実施をされましたインボイス制度に対応するためのシステム改修でございます。17節備品購入費につきましては、し尿収集時に使用いたします検針機器の購入費用でございます。以上が歳出でございます。

続きまして、204ページをお開き願います。財産に関する調書でございますが、下段の2物品の3行目になりますダンプがありますけれども、この内1台減となっているのが、先ほど歳入のところで説明いたしました環境係で所有をしておりました2トンダンプでございます。現在住民環境課分は1台で日々のごみ収集や資源回収に利用している車両になります。続きまして206ページをお開き願います。同じく財産に関する調書の中の基金のうち、12番の収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管でございます。

続きまして、主要な施策の成果についてご説明をさせていただきます。報告書の23ページをお開き願います。23ページから26ページまでが住民環境課分でございます。まず23ページ上段は、省エネ家電購入事業補助金で、冷蔵庫とエアコンを対象に、一定の省エネ基準を満たした製品の購入費の一部補助でございます。下段の粗大ごみ戸別有料収集につきましてはこちらは実績でございます、受付件数は前年度比大が187件、小が67件のいずれも増となっております。次のページに移りまして24ページ、ごみ収集委託業務でございますが、可燃、不燃等のごみの収集運搬およびその財源となるごみ収集手数料の実績および内訳でございます。次の25ページでございますが、上

段が自治会で毎月実施していただいております拠点回収に対する資源分別収集助成金、下段は一般廃棄物処理施設の管理運営に係る長与・時津環境施設組合負担金の内容でございます。26ページはし尿の収集運搬処理に関する業務の実績となっております。

続きまして、本日お配りをさせていただきました資料2部あると思いますけれども、そちらの方の説明をさせていただきたいと思います。まず1枚目が歳入の収納状況ということで、し尿収集手数料の内訳を記載したものになります。現年度分の収入未済額は4万4,630円で、徴収率は99.25%、過年度分の収入未済額につきましては48万5,949円で、徴収率は7.18%でございました。なお、過年度分の収入未済件数が21件となっておりますが、実件数で言いますと3件で現年度分を合わせた収入未済件数は6件となっております。続きましてもう1つの資源化売払実績表でございます。令和5年度の資源化物売払収入の合計は、一番右下になりますが1,862万7,036円、前年度比411万3,186円の減となっております。減額の要因といたしましては、紙類、金属類ともに売却単価が下がったことによるものでございます。以上が、住民環境課の令和5年度決算に関する内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑を行います。まず歳入から入ります。22、23ページの下段から、次24、25ページに入っていきます。上段の施設組合の分です。質疑はありませんか。それでは次26、27ページ、手数料の辺りです。一番下段のごみ収集手数料分から、次に28、29ページに続いていきます。こちらは下段の個人番号カード交付事務費まで。質疑はありませんか。よろしいですか。では32、33ページ、いいですか。委託金です。それでは34、35ページ、36、37ページ、中段辺りと下段です。それでは38、39ページ、よろしいですか。それでは40、41ページ。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

40、41ページの物品売払収入の先ほどのダンプのことですが、今現在1台ということでしたかね。そうすると2台あって1台がなくなって、これは更新するためとかじゃなくてももう完全に1台にしたということなのか、それが不要に、それで大丈夫なのかっていうか、それ足りているのか。ちょっと売却した理由と現状、それでもう1台でいいのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。もともと主にどういう用途だったのかですね。

#### ○委員長（金子恵委員）

細田理事。

#### ○住民福祉部理事（細田愛二君）

ダンプの売払収入のところですけども、そもそも1台が3年ほど前に、非常に老朽化で20年ぐらい近くたって、非常に老朽化で更新の時期には来てたんですけども、



で、新しいダンプを購入したわけなんですけど、ただイベントの時に使ったりとか、もしくはその故障した時の用にといいことで一応予備で取らせていただいていたんですけども、やっぱり実用として結果あまり使う回数が少なかったということで、今回、この分については売却をさせていただいて、実質使ってるのは通常1台でございますので、今は1台で足りるということになります。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。では次が雑入です。48、49ページ、これふわあっち！の売り払い分ですね。質疑はありますか。46、47ページ、雑入こちらもありましたね。資源売払収入、収入印紙等の手数料、この辺りがありましたね。雑入全般で質疑はありますか。いいですか。それでは歳出に移ります。80、81ページ、下段の戸籍住民基本台帳費、ここから住民環境の分が入っていきます。まず80、81ページ、質疑はありますか。それでは82、83ページ、下の方までですね、コンビニ交付事業辺りまで、よろしいでしょうか。では戻っても構いませんので、進めていきます。124、125ページ、環境衛生費、こちらから住民環境系の分の所管になります。まずこちらで、質疑ありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

環境衛生費のコンポスト跡地の調査等業務委託料というところでちょっとお聞きしたいんですが、モニタリングの調査をされてるんだと思うんですが、これはちょっと一定どういう状況なのか。減少してるのか、変わらないのか、増えてるのか。一定の5年あるいは10年スパンで見た時にどういう状況でしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

細田理事。

**○住民福祉部理事（細田愛二君）**

このコンポストの跡地調査委託、モニタリング調査なんですけど、平成29年から実施をしております、その時から地下水と浸出水、それとガス測定と地中温度等を測定しているんですけども、地下水、浸出水それと地中温度は問題ないんですけども、発生ガスの方ですね、こちらの方がメタンガスが発生をしている状況で、測定については増えてる減ってるっていうかほぼほぼ変わらない、測定日によって上下はあるんですけども、その状態がずっと続いているというような状況でございます。

**○委員長（金子恵委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ちょうどこの地中に廃棄物がある状態でメタンといいますと、それこそ大阪の夢洲がちょっと問題になってですね、私もちょっと興味を持ってこれいつまで続くのかなと思ってるけどなかなか減らないらしくて、要するに完全にプラスチックにしる何にしる、

微生物が結局それを分解していく、ずっと分解していきます。かなりの量が埋まっているということは、モニタリング、言いたいのはモニタリング自体を否定するものじゃないんですけども、ずっと減る見込みがない、あまりないのによ、ずっとこれが続く、例えば年に、年間に例えば1、2回ぐらいに減らして、もう少し予算の縮減を図るとかっていうことは考えられないのか。もう恐らく1、2年で終息するっていうことはあり得ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

先ほど申し上げました平成29年からずっと測定を行ってるんですけども、調査回数も測定地点も全てずっと同じ状態で来てるんですけども、いつ減るかというのはちょっと分からない状態であるんですが、結構長い年数がかかるのではないかなということだと思ってんですけども、今委員がおっしゃったように、その調査、地点、調査回数が実際適正なものなのか、このままでいいものなのかというのはちょっと検証はさせていただきたいと思います。その上で、地点であったり、回数であったり、そこについてはちょっと判断をさせていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じ所で、聞き漏らしたかしれませんが、水質調査委託料で大村湾というふうなところがありましたね。125ページですね。水質調査委託料、大村湾のこと。ちょっと素朴な疑問ですけど、大村湾に接しているのは長与町だけじゃなくて他の所もありますね。他の市町とどのような関係でその委託料というのがあるのかということをお教えいただければ。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

この大村湾の水質調査の委託につきましては漁協の方と協定を組ませていただいております。大村の水質保全という関係でずっと長年調査を行っているもので、調査結果につきましても漁協の方に報告をさせていただいております。で、この水質調査は町と漁協の方で協定組んでるんですが、他の市町がそれぞれその漁協と協定組まれてきているかというのはちょっと把握はしてないんですけども、これは町が漁協と個別に協定組んでるというような内容になります。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうするとその調査結果というのは、例えば漁協との間で事業されて、その結果数字というのと他の市町というのの比較、見比べていろんなことを参考にするというふうな連携とかいうものはなくても、長与町独自で結果を出してるといようなことなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

大村湾の中の長与町の部分とといいますか、区域とといいますか、の部分についての調査をしておりますので。すいません、ちょっと他の市町が実際水質調査をされてるのかどうかというは、すいません把握してないんですけども、ちょっとそこを把握をさせていただいた上で、それで大村湾全体の水質について、そこが他の市町との情報交換が必要なのかどうか、そこはちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

全くそのとおりで、大村湾ってずっと海流があるわけですから、ここ長与町だけの部分を取ってこうですよっていうのもなかなかですね、後々の参考にはならないのかなあと思ってですね。他の市町との連携ができればいいなと思うんですけど、そういうふうにされるということですか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

他の市町がちょっと水質調査をしてるかどうかもちょうと把握してませんので、そこから辺りからまずちょっと把握をさせていただいた上でちょっと判断をしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

すいません、同じ所なんですけれども、猫の不妊・去勢事業委託料なんです。大体何匹ぐらいの猫を想定というか、猫なのかっていうのと、あと1匹ずつの単価がもし分かれば参考までに教えていただきたいと思うんですけど。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

今回決算額で70万4,000円上がってますけども、内訳としましては、雄が14頭、

雌が23頭、単価につきましては雄が1万3,000円、雌が2万3,000円でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の同僚委員の質問と同じ、猫の不妊・去勢手術事業についてですが、多分当初予算は46万円だったのを増額して対応いただいているということは、まず需要があるということと、町もそれに取り組んでくださっているということは決算から分かるんですが、実際にこの不妊去勢によって、町内の野良猫が減っていると、そういう効果、目に見えたような効果っていうのはあっているのでしょうか。そういう話を聞いたり、何らかちょっと見解を伺います。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

本町で行ってます猫の不妊・去勢助成事業ですね、それとまた県の方で行ってます地域猫活動、そちらでも不妊・去勢の助成をやっているんですけども、それで実際今減っているかということなんですけど、実際に頭数数えていっているわけではないので、その野良猫の数とかをですね。だから、そこははっきり言いがたい部分あるかと思うんですが、本町の方に寄せられているこの野良猫とかの苦情の件数ですね、すいません、ちょっとこれ件数も1件ずつ拾っているわけではないんですが、感触としましては去年辺りから苦情の件数は増えているというような感触でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

多分これ5年ぐらい前は多分20万ぐらいの予算でしたよね。なので、年々対応をしっかりとくださっているというのは感じるんですけども、それでも目的はやっぱり野良猫を減らすということだと思あるので、効果があまりない、むしろ苦情も増えているということであれば、何らかちょっと改善が要ると思うんですよね。それで、この予算決算については毎回なかなかこれという結論というか、方法っていうのはないというような、難しいっていうのはこれまでもご回答いただいているところではあるんですけども、やっぱりこれちょっと町の制度を利用しようとした人から、この野良猫の調査票が、申請に当たっての、野良猫であるという確認者が2人必要だっていう要件がちょっと使いづらいというお声があったんですけども、それで他の市とかを見てもそれぞれ一長一短ではあるんですけども、この要件を見直して、もうちょっと利用しやすくする、そういう考えはないのか。例えばそういう要件が、ちょっとハードルが高いというよう

な声はないんでしょうか。まずそれを伺います。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

町の方には、その要件が厳しいとか、ここら辺がちょっとどうしても1人しかいないんだけどとか、そういう声はちょっと上がってきてないです。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

長崎市の要件を見るとですね、手術後に継続して手術済みの猫の世話をすることができるかというのが申し込みの条件、条件というかこれできるかと聞いて、「はい」「いいえ」なので、「いいえ」だから即却下かどうかは知らないんですけども、それを確認するということは恐らくそれが前提になるのかなと思うんですが、本町ではもう普通に手術をして、野良猫と確認されたものを手術をして、いた所に戻す、もうそれだけでオーケーということですよ。継続して面倒見なきゃいけないという要件はないということで、町としても別にそれを勧めてはいないということなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

数的には決算には直接関係ないですけど、お答えできる範囲で結構ですので。  
細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

術後も面倒見ないといけないというようなことは、本町ではしておりません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、今ちょっと戻りますけれども、雄14頭、雌23頭手術をして、でも苦情は増えてる。これに対して、今後どういう方向性というか対策を考えられていますか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず、地域猫活動であったり、この町でやってる不妊去勢手術の助成補助だと、そういったのもやってる中に増えてる原因の1つとして、本町で考えているのは、令和5年10月から県の条例が施行になりまして、あと県の意向があつて殺処分をゼロにするというようなことが示されまして、実質、今保健所の方が野良猫とかの引き取りをしないように原則なってます。それで結局それが原因でと、うちは考えてるんですけど、主な原因だと思ってるんですけど、それで野良猫が増えてるんじゃないかと。要するにそれで不妊、去勢が追い付いていない状況だということと考えておりまして、それが増えて

る原因かなということ捉えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最後に、そうすると今おっしゃったようなことを原因と考えられてるということであれば、例えばもっとこの不妊、去勢を増やしていかないといけない、しかもその原因と考えられるのが県の条例にあるということであれば、県に例えば費用の一部負担とかを求めるとか、そういう県との協議っていうのは今後考えたりされてるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

この野良猫が増えている原因については、先ほど言いました町の方では県の条例とかで引き取りがなくなったのが主な原因だということ答弁したんですけど、そのことについては県にはもう再三再四会議の度にも言ってますし、私も直接保健所の方に去年から2度かな3度かな出向いて直接申し入れもしておりますので、何らかの対策を、ゼロにするような対策でいくのであればそれに伴う何らかのその困ってる方々への対策をしてほしいというようなことで申し入れはさせていただいておりますし、いろんな市町の集まりがある中でも、情報を共有してをさせていただいて、他の市町ではそういったことについては特段野良猫が増えてるとか、それに対して何か対策してませんかというような情報の情報交換とかもさせていただいております。そういった中で検討も今、話をさせて、ずっと継続をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次のページ、126、127ページ、こちらで質疑はありませんか。清掃総務費も入ります。128、129、130、131ページの上段まで続きます。質疑はありませんか。よろしいですか。それでは報告書で、歳入歳出全般で質疑はありませんか。いずれでも結構です。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で住民環境課の審査を終了します。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時46分～13時07分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

午前中に引き続き、これより福祉課の審査を行います。本案について提案理由の説明を求めます。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆さまお疲れさまです。それでは、議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算、福祉課所管分につきましてご説明をいたします。歳入歳出とも事項別明細書により主なものについてご説明をいたします。歳入からです。22、23ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金、老人福祉施設入所者費用徴収金（過年度分）、高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管で、いずれも入所者からの入所費用収入でございます。過年度分につきましては、平成30年度から令和元年にかけて高齢者虐待により特別養護老人ホームへ措置を行っていた方1名分でございます。次のページをお開きください。13款1項2目1節社会福祉使用料は、老人福祉センター丸田荘の入浴施設利用料収入でございます。利用者は延べ2万4,735人となっております。28、29ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち、3億8,059万2,063円が福祉課所管でございます。歳出の3款1項2目障害者福祉費へ充当されるもので、事業費の2分の1を国が負担するものでございます。次のページをお開きください。14款2項2目1節社会福祉費補助金は、上から3行目までが福祉課所管分となります。1行目および3行目が障害者福祉費へ、2行目は3款1項1目社会福祉費へ充当されるものでございます。地域生活支援事業、障害者総合支援事業は、共に2分の1以内、生活困窮者就労準備支援事業は2分の1の補助となっております。次に14款2項3節老人福祉費補助金、1行目、老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち430万6,000円が福祉課所管となります。これは歳出の3款1項4目原爆被爆者対策費に充てられるものでございます。32、33ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち1億9,029万6,031円が福祉課所管となっております。障害者自立支援給付費負担金につきまして、4分の1を県が負担するものとなっております。次に34、35ページに参ります。15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、上から3つと3節老人福祉費補助金、在宅福祉事業費補助金が福祉課所管でございます。1節の福祉医療費補助金（障害者）は、歳出の障害者福祉費、身障者医療費へ充当されるもので、2分の1の補助、3節の在宅事業補助金は、老人クラブ活動費補助金に充てられるもので、対象事業の3分の2の補助でございます。36、37ページをお開きください。下の方になります。15款3項2目1節社会福祉費委託金は全て福祉課所管でございます。県からの権限移譲等に係るものでございます。38、39ページにまいります。16款1項2目1節利子及び配当金につきましては、上から4行目の地域福祉ボランティア基金運用収入が福祉課所管でございます。次のページにまいります。17款寄附金でございますが、1項3目1節社会福祉費寄附金のうちの2万円と7目1節ふるさと長与応援寄附金のうちの2,204万7,000円が福祉課所でございます。ふるさと納税のぬくもりのある福祉の地域づくり事業に対する寄付金を受け入れております。44、45ページをお開きください。20款3項1目1節貸付金元利収入、上から2行目の災害援護資金貸付金元利回

収金（滞納繰越分）が福祉課所管で、令和3年の台風被害に係る貸付金の滞納繰越分で3名分の収入でございます。今回提出資料といたしまして、先ほど滞納上位者一覧表3名分の資料を提出させていただいておりますのでご参照ください。続きまして5項1目1節の雑入に入りますが、46、47ページをお開きください。7行目清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち丸田荘設置分が7万2,000円、2つ下の各種施設電話使用料のうち310円が丸田荘の電話使用料、2つ下と、そこから6つ下、福祉医療費返還金と高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金は全て所管分です。そこから5つ下、丸田荘利用料につきましては丸田荘の1階を社会福祉協議会がデイサービスに利用しておりますので、その使用料と光熱水費に係る社協からの収入等となっております。次のページに参ります。48、49ページでございます。上から7行目、緊急通報システム事業利用者負担金は、緊急通報システムの利用者からの負担分でございます。5年度末で63名の方が利用されております。その下になります高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金につきましては、医療保険との外来受診に係る年間合算額につきまして、一定額を超えた方からの返還金でございます。次に、2節臨時特別給付金返還金でございます。令和4年度に給付しました10万円の臨時給付金において、給付後に課税変更により非課税から課税に変わられた世帯で、年度内に返還がかなわなかった世帯1世帯につきまして、分納にて現在返還をお願いしております分でございます。分納金額が毎月2,000円、5年度では9カ月分の納付がっております。4年度中に返還があった1万円と5年度収入済みの1万8,000円、それから6年度以降に返還いただく金額が収入未済額になります。7万2,000円となっております。少額の返還ではございますが、確実に返還をいただいているところでございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。90、91ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬につきましては、上から3つが所管分でございます。それぞれの委員会の委員報酬で年度内に2回ずつ開催がされました。2節から4節までは福祉課とこども政策課の職員および会計年度任用職員の人件費となっております。次のページに参ります。7節報償費は、武道館裏の墓地にあります原爆受難者の碑の管理に対する謝礼でございます。8節旅費では普通旅費のうち13万5,770円、費用弁償のうち2万円、10節需用費が消耗品費のうち5万266円と食糧費が所管分でございます。11節役務費のうち印刷代200円は所管分でございます。生活保護費を管理をしています通帳を普通預金から決済性普通預金に変更した際に要した印紙代でございます。12節委託料につきましては、2行目、3行目の福祉医療費システム保守委託料と改修業務委託料以外が所管分でございます。主なものといたしましては、1行目地域福祉等推進特別支援事業委託料は、地域において高齢者等の見守り活動を行う福祉員の設置につきまして社会福祉協議会へ委託をし、推進をお願いしているものでございます。下から1行目、成年後見制度利用促進中核機関運営業務委託料は、



中核機関の運営を社会福祉協議会へ委託を行っているものでございます。中核機関では、地域における権利擁護支援や成年後見制度利用促進を中心とした事業を行っていただき、令和5年度新規の相談件数が29件、延べで235件、また成年後見制度の申し立ての支援につながった件数が8件でございました。18節負担金、補助及び交付金につきましては、一番下の行、支援対象児童等見守り強化事業補助金以外が福祉課所管でございます。主なものでございますが、6行目の長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、法人本部の職員や非常勤職員17名分の人件費が6,337万5,000円、それから役場関係が利用した福祉バスに係る費用、町が借り上げた燃料費、マイクロバスのメンテナンス料が94万3,004円となりまして、合計が6,431万8,004円となっております。次の行長与町老人福祉センター運営補助金は、老人福祉センターの維持管理に係る補助金で、設備の保守料や光熱水費、修繕費、夜間の管理人の人件費など、維持管理に関する補助をさせていただいております。下から2行目、ほほえみの家元利償還補助金につきましては、平成18年に改修しましたほほえみの家建設に係る元利償還で、償還期間が令和7年度までとなっております。94、95ページにまいります。次のページでございます。24節積立金につきましては、全額が福祉課所管でふるさと長与応援寄附金の充当残を基金へ積み立てたものでございます。続きまして、2目障害者福祉費に参ります。1節報酬につきましては、療育専門員、補助員報酬以外のものが福祉課所管でございまして、一般事務パート報酬、障害者相談支援専門員報酬、障害支援区分認定調査員報酬、手話通訳者報酬は、会計年度任用職員に係る報酬でございます。3節職員手当のうち98万8,035円、4節共済費のうち98万9,146円、8節旅費に参りまして、普通旅費のうち11万4,140円、費用弁償のうち16万620円、会計年度任用職員通勤手当のうち4万8,000円、続きまして10節需用費につきましては、消耗品費のうち6万6,430円、印刷製本費および修繕料は全額が所管分でございます。印刷製本費につきましては、例年印刷をいたしております障害者福祉タクシー助成金に伴うタクシー券等や障害者用の福祉医療費受給者証の印刷の方と、長与町第5次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の冊子につきまして100冊の印刷を行っております。また修繕料は、庁舎内で使用や貸し出しを行っております車椅子につきまして、3台分のタイヤチューブ交換を行ったものになります。11節役務費につきましては、1行目の通信運搬費、3行目から7行目、最後の行が所管分でございます。7行目の成年後見制度利用支援事業事務手数料につきましては、障害者の方で生活保護を受給されている方、1人の方が成年後見制度の審判請求をされたときの費用となっております。12節委託料につきましては、97ページのひばり学級に関するもの以外が福祉課分でございまして、94、95ページの12節委託料、1行目障害福祉計画策定委託は6年度からの障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画につきまして策定委託を行ったものになります。2行目の障害者相談支援事業委託は、障害者の方の一般相談につきまして2つの事業所への委託を行っております。相談延べ

件数が2,181件でございます。その下の手話通訳者派遣事業委託料につきましては、通院などで手話が必要な聴覚障害者との同行支援をお願いしているものでございます。延べ95件、110名の派遣を行っております。その下、要約筆記者派遣事業委託につきましても、筆記の派遣をしていただいておりますが、延べ26件、72名の派遣でございました。次のページに参ります。地域活動支援センター事業委託料につきましては、3障害者の社会参加や自立に向けた支援事業について、社会福祉協議会へ委託しているものでございまして、高田にありますほほえみの家のあおぞらの方で、延べ2,421件の利用がされているところでございます。13節使用料及び賃借料は、2行目有料道路等使用料のうち7,930円および3行目駐車場使用料のうち1,100円が所管分でございます。共に障害者支援区分認定調査を行う際の有料道路、駐車場の使用料となっております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、一番下の行以外が所管分でございます。2行目の精神障害者自発的活動支援事業補助金は、精神保健福祉ボランティアグループくれよんの会へ国の施策であります地域生活支援事業補助金を財源として補助を行っております。年間を通じてほほえみの家にあります通所施設あおぞらでの障害者の方の活動のサポートや精神障害者の家族の集いなどを開催をされております。19節扶助費に参りまして、下から3行目、4行目、5行目と、中ほどの小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費以外が福祉課所管分でございます。3行目自立支援給付費は3障害が利用する福祉サービスに対する給付、例えば居宅介護費や短期入所、就労支援などのサービスを利用するときの経費になっております。3つ下の自立支援医療費につきましては、腎臓障害等での透析など更生医療等に対する費用となっております。下から2行目、身障者医療費は、障害者の方に対する福祉医療費で延べ1万2,610件の支払いを行いました。22節償還金、利子及び割引料は、4行目、5行目の過年度自立支援給付費国庫返還金、過年度自立支援給付費県費返還金と、98、99ページ、次のページに参りまして、3行目の過年度障害者総合支援事業費国庫返還金が福祉課所管でございます。全て令和4年度の実績による返還金でございます。続きまして中ほどになります。4目原爆被爆者対策費は全て福祉課所管となっており、これは原爆被爆者対策および原爆被爆者健康生活相談事業に係るものでございます。窓口における相談員対応件数といたしましては、延べ1,481件となっております。次のページに参ります。100、101ページでございます。6目低所得世帯支援給付金事業費は、令和5年度に実施された住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯、およびこども加算に対する給付金、および給付金に係る事務費でございます。7月頃から給付を行いました3万円の給付が3,656世帯、また12月から年度末までに給付を行いました非課税世帯への7万円給付が2,986世帯、均等割のみ課税世帯への給付が709世帯、こども加算が532人分、271世帯となっております。また、均等割のみ課税世帯への10万円の申請期限を5月末、こども加算を8月末となっておりますことから、6年度への予算の繰り越しを行っております。続きまして110、111ページをお開きください。下の方になり

ます。3款3項1目老人福祉総務費は全てが福祉課所管でございます。7節報償費のうち、113ページになります長寿者敬老祝金の内訳といたしましては、88歳が185人、100歳が13名の祝金をさせていただいております。12節委託料、1行目老人福祉センター「丸田荘」管理委託料は、丸田荘の受付業務や施設管理総括管理等を委託するものでございます。丸田荘の利用者数は2万4,735人でした。3行目の高齢者生活福祉センター運営事業委託料は、おおむね60歳以上のひとり暮らし、または夫婦世帯で、高齢のため生活することに不安がある、例えば身の回りのことなんかが行えるが1人で暮らすのに不安を抱えているなどの高齢者の方に対しまして、住居の提供、相談の助言、緊急時の対応、必要な介護サービス等の手続きの援助などにつきましての委託の方を行っているものになります。2行下になります。緊急通報システム業務委託料につきましては、令和5年度末で63名の方がご利用になられております緊急通報システムに係るものでございます。最後から2行目のショートステイ事業委託料につきましてでございますが、町内にお住まいの高齢者1名につきまして、やむを得ない理由により緊急入所が必要となり、毎年契約を交わしておりますメディカルリリーフでのショートステイをお願いしたものでございます。18節負担金、補助及び交付金に参ります。1行目の老人クラブ活動費補助金は、町内における30の老人クラブの活動および連合会の活動に対する補助でございます。次に19節扶助費でございます。2行目高齢者交通費・健康づくり助成金の内訳といたしましては、バス券が450万6,900円、タクシー券が909万9,000円、健康づくり助成券が273万1,700円でした。22節償還金、利子及び割引料、1段目過年度在宅福祉事業費補助金県費返還金は、令和4年度実績による県費返還金でございます。以上が歳出についての説明になります。

続きまして、204ページをお開きください。財産に関する調書(4)出資による権利でございます。上から8行目の長崎県地域福祉振興基金と、そこから5つ下、長崎県すこやか長寿財団分が福祉課所管で、年度中の増減はございません。それから206ページになります。4基金でございます。(9)地域福祉ボランティア基金でございます。歳出でご説明をいたしましたとおり、令和5年度ふるさと長与応援寄附金より1,117万4,000円の積み立てを行いましたので、決算年度末残高が1億2,279万5,000円となっております。

引き続き、主要な施策の成果に関する報告でございますが、福祉課分が27から29ページまでの4項目の施策について記載をしておりますので、ご参照いただければと思います。以上が福祉課の令和5年度におきます福祉課所管分でございますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

#### ○委員長(金子恵委員)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、歳入の22、23ページから入っていきたいと思います。こちらで質疑はありませんか。下段の方です。老人福

祉施設入所者、この辺りの分です。戻っても構いませんので、進めます。次24、25ページ、中段より下に丸田荘の使用料が入ってます。よろしいですか。では28、29ページ、これは自立支援負担金のところですか。次が30、31ページ。質疑はありませんか。それでは進めます。32、33ページ、ここは障害者の自立支援の給付費負担金、ここが福祉課の分です。それでは次のページ34、35ページ、在宅福祉の分です。質疑はありませんか。それでは進めます。次36、37ページ、下段の方の社会福祉費委託金です。戻っても構いませんので、次に進めます。次、38、39ページ、利子及び配当金、ここはボランティア基金の運用収入です。よろしいですか。それでは、40、41ページ、ここはふるさと納税の分です。それと社会福祉費の寄附金もあります。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

40、41ページ、ふるさと長与応援寄附金の福祉課分ですが、ちょっと聞き漏らしだったら申し訳ないんですが、福祉課分が2,200万円ほどで、先ほど歳出でボランティア基金への積み立てが1,100万円ぐらい、半分ぐらいですかね。そうすると残りの分をどういう事業に使ったのかっていうのは、主なものでもいいんですけども、お願いできますか。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

7つ事業および基金の積み立てを行っておりまして、7つの事業を申し上げます。まず93ページ、地域福祉ボランティア基金助成金34万2,000円、それから委託料に参りまして。

**○委員長（金子恵委員）**

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて、委員会を再開します。

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

それでは7事業へ充当した分をお伝えをさせていただきます。全て3款1項1目の内になっておりまして、地域福祉ボランティア助成金へ34万2,000円、補助金から参ります、長与町心配ごと相談所運営補助金54万7,000円、成年後見制度中核機関運営業務委託料に300万円、それから避難行動要支援者等管理支援システム保守委託料に49万5,000円、緊急通報システム業務委託料144万6,000円、それとまた補助金に戻ります、長与町福祉団体育成補助金の41万2,000円と老人福祉センター運営補助金463万1,000円、こちらの方に積み立てをさせていただいてるところで

ございます。失礼しました。訂正いたします。充当をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

質疑はありませんか。いいですか。では、他にありませんか。次、44、45ページ、これは資料頂いた分ですね、この分が入ってます。その下段から雑入に入ります。46、47ページ、ここも福祉課分が数カ所あります。返還金等です。質疑はありませんか。それでは48、49ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

臨時特別給付金返還金についてですけれども、当初は今の説明ですと、非課税世帯で支給の対象だった方が、途中で課税世帯になったがために受給資格が喪失したので返してくれという形ですよ。という状況的には分かるんですけれども、その返還の状況を聞きますと、かなり分納されてるということで、実態としてはやっぱり生活困窮にある方じゃないかなと思うんです。ですから、制度にもともとは合致してた方が、運良くか運悪くかこういう形で課税世帯の一定所得ができたがために返還というのが、ちょっと私から見れば酷かなという気がするんですが、やっぱりどうしてもこういうやり方しかなかったのか。ちょっとかなり返還の状況から見ても、決して裕福な状況ではないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まずこの対象者の方についてでございますが、なぜ該当しなくなったかにつきましては、年金をもらわれていらっしゃいまして、その課税の時に配偶者有りということで申告をされていましたが、その方の分につきましては配偶者ではなく内縁ということでございまして、配偶者控除の訂正をされております。それにつきまして課税になったことに対する返還というふうなところになっているという理由でございます。ただ、委員もおっしゃいましたとおり2,000円ずつの返納となっておりますのは、内情いろいろとお伺いするところによるとその内縁の方が入院をしまして、いろいろと都合をつける金額の方がないというようなご相談がございましたので、2,000円ずつでっていうことで分納の方をさせていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況は分かりましたけれども、しつこく言うつもりはありませんけれども、例えばこういう制度の要綱なんかには、よく特別な理由がある場合は、例えば町長辺りの決裁で柔軟な対応ができるような項目というのがよく規則とか内規なんかにはあるんじゃないかと思うんです。その辺りが適用できなかったのかとかいうことは部内というか、課内

で協議とかされなかった。やっぱりもう頂くしかなかったものか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらの臨時特別給付金につきましては国の施策でございまして、全国统一での仕様というふうになっております。いろいろと内情聞くといろいろな方がいらっしゃるとうございしますが、そこは平等に対応の方をさせていただいているとうございします。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今、49ページまで来てます。よろしいですか。それでは、歳入の方は後でまとめて聞きますので、歳出の方に移ります。まず90、91ページ、社会福祉費、ここからが福祉課の所管です。質疑はありますか。次、92、93ページ、ここもほぼ福祉課の分の所管分が入ってます。いいですか。戻っても構いません。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありますか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

すいません、あまり質疑はと思ったんですが、92、93ページの一番上の報償費、原爆受難者の碑管理謝礼ということで、この受難碑の清掃等を小まめにしてくださっているんですけども。ここで予算額は4万5,000円、不用額は2万円出してるというのはどういうことなんですかね、これ、この裏の一応4万5,000円予算を上げてるけれども、相手方が2万5,000円でいいって言ってるのか。この不用額の2万円っていうのが、ちょっと説明を願えれば。できれば4万5,000円出していただいた方が、花代から何から全部出しているという話もちょっと聞いたことがあるので、いかがでしょうか。

○委員（堤理志委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

予算の方が、当初から原爆受難者の碑管理謝礼については2万5,000円で上げてたかと思えます。その他、講師謝礼で2万円上げさせていただいておりまして、今回この2万円を使うことがなかったので2万5,000円の支出となっております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

2万円の不用額は講師謝礼ということで分かりました。で、この管理謝礼なんですけれど、管理なんですけれども、今までされてた方がちょっとやっぱ高齢で次新しい方に替

わられて、新しくその管理をしていただいている方が別にいらっしゃるっていうふうに聞いたんですよ。っていうか、代わりにやってもらってるというのかな。多分委託されている方はこの人というのがいらっしゃると思うんですけど、その方がちょっと高齢なために他の人が代わりでここの管理を本当月1つて言わないぐらいにずっと定期的にやってくださってるので、それは行政の方からお願いした回数とはまた違うかもしれないんですけども、さまざまな今の状況を考えると、2万5,000円っていうのは年間を通しての管理費として妥当なのかどうか分からないんですけど、再考をお願いできたらと思う。次につなげるためにも再考していただけたらと思いますけど、お考えとしてはいかがでしょうか。

○委員（堤理志委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

こちら、町の方から管理謝礼ということで2万5,000円お支払いをしております、別途ですね、管理とは別に草刈りとかも非常にお墓の周りですね、特に夏場大変だということもございまして、これとは別に長与町殉国慰霊奉賛会の方からも年間謝礼ということでお支払いをしている分がございまして。確かに高齢になられてるところもございまして、この金額が果たして妥当なのかその奉賛会から出すお金も含めてですね、その辺については検討はしていきたいと思っております。

○委員（堤理志委員）

委員長と交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。では94、95ページ、ボランティア基金積立金、こことその下の報酬、需用費、役務費、その下の委託料までずっと入っておりますけど、質疑はありませんか。いいですか。戻っても構いません。96、97ページ、質疑はありませんか。いいですか。それでは98、99ページ、これは一番上の上段の過年度返還金と原爆被爆者対策費、ここが所管になってます。では次、100、101ページ、6目低所得世帯分です。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

98、99ページの原爆被爆者対策費のことで、1節報酬ですね。以前からある事業項目だと思うので今更ではあるんですが、この原爆被爆者健康生活相談員っていうのはどういう業務をなさるんでしょう。あとどなたっていうか、どなたかですね。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

この原爆被爆者健康生活相談員は、長与町役場の福祉課の高齢者の窓口の方におりま

す会計年度任用職員のことをごさいますて、看護師を2名お願いをしているところをごさいます。被爆者の方の健康相談を含めまして、いろいろな受付業務、あと被爆者手帳の死亡届や居住地変更その他、第2種といいますか2世の方の健康受診者証の発行とか、あと窓口に来られた方の相談ですね、そういう相談ということで年を通しまして1,481件ほど相談の方をしていただいているところをごさいます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

2名ということですね。今内容も分かって、件数からいっても結構需用なことだとは思いますが、確認ですが、その窓口にいっちゃってあくまで原爆被爆者の方のそういう相談だけを受けられてるんですか。それとも他の業務もある中でされてる。もう完全に言ってみれば書いてあるとおりの被爆者の相談の報酬ということでよろしいですか。すいません、確認です。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

主に原爆被爆者の方の業務とはなっているところをごさいます。主にといったものにつきましては、どうしても福祉課の窓口にありますので、高齢者の方が来られて、今で言いますと80歳、88歳のお祝いのお祝い等、そういうものをしていただいたりとかいうようなところもごさいます。主としては原爆被爆者の方もしくは原爆被爆者のご家族の方からの相談を受け付けをしていただいているところをごさいます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今、101ページまで来てます。次に進みます。110、111ページ、これ下段の老人福祉総務費、ここから次のページの112、113ページまで。ここが福祉課の所管です。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

112、113ページ、3款3項1目19節扶助費、高齢者交通費・健康づくり助成金ですが、こちら主要な施策の報告書にもあつて、そちらを見ますと、はがきの交換率が84.2%で、利用率が82.7%とありますけれども、前年というか、例年とあまり変わらないのかなというところと、交換率が84.2%で利用率が82.7%ということは、実際の対象者数に対して利用されてるのは多分70%ぐらいになると思うんですね。そうすると、やっぱり利用してない人がいるという、3割ぐらいいるということですので、何らかやっぱりそもそもの趣旨が外出機会を増やすという意味であれば、改善が一定考えられて、この実績からいくといいのかなと思うんですが、前幾つか訪問利用やガソリン代等提案をしまして、その時には何らかこの内容の改善の再検討等の機会が



あれば、その時に検討するということでしたけど、そういう改善というか、中身の検討というのは定期的に行ってるんでしょうか。それとも定期的に行うのか、それからこのいわゆる利用率等の結果を受けて、そういう再考の必要性等今感じられてないか、ちょっとその辺の回答を頂ければと思います。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

健康づくり助成金、高齢者交通費の内容についての検討ということで、金額ではなくて内容についてということでお答えをさせていただければと思います。定期的に検討ということは今までもあっておりませんで、定期的に、いろいろなことを言えば3年に一遍とか2年に一遍というような検討はさせていただいておりませんが、例えば総合計画を立てる時だとか、そういう時の区切りでいろいろと事業を見直す時とかに、健康づくり助成金についてはどうしようかというような内部での話はさせていただいているところでございます。また、今回、議員の方から一般質問で質問があったというのを機に、はがきでのアンケートの方、交換はがきになりますが、そのアンケートを今年度させていただいております。まだ集計は出ておりませんで、担当に聞くと商品券の交換が多いですってということで言われておりまして、それがこの事業に合致するのかわかっていうのも含めて、今後庁舎内で話をさせていただければとは思っているところでございます。以上でよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは、以上で歳入歳出全て終わりましたけれども、全体的にいずれでも結構です。報告書も含めて全体的に質疑ありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

全体的に質疑をさせていただきます。社会福祉協議会の補助についてでございます。私も議選で出ております。3期続けての赤字という報告を受けております。今までの積立金を取り崩して補填をしている状況なんですね、社協が。この状態ってそう長くは続きません。で、町は社協の最大の補助金の拠出先でありますので、その意味で財務改善へ向けてご指導をすべきではないでしょうかというふうに思います。例えば民間と競合している事業があります。デイサービスとか、放課後デイとか、くれよんなんかですね。そういうのも、今、民間がかなり台頭してきております。デイサービスについてはもうやらないという事業所も多々出てきております。そんな中でまたデイサービスもやっておりますし、そういうふうなこの事業の統廃合もすべきではないかなというふうに思います。例えば前の会長の時にはバスは2台あったのを1台廃車をして、修理費等々鑑みたら、これはもう事業の黒字化が見込めないということで廃車にいたしました。次にファミリーサポートですか、ファミサポ事業もこれはもう収入の見込みが黒字化に

はならないということで廃止にいたしました。今回現会長になって、そういうことは全く私の前では見えてきておりません。そこの辺の改善というのも、当然議選から出ていく以上は私もしっかり目を通していなければならないというふうに思います。そういう意味で、今後の補助金の拠出についてどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

長与町の方から補助を行っている分、福祉課とこども政策課、1階系の分の合計で補助だけで大体8,350万円程度の補助を行っているところになっております。この補助につきましては、社協と協議を都度都度させていただきまして、要望額を財政の方に上げさせていただきまして、要望と大体一致する額での補助の決定というふうになっているところでございます。ただ、先ほど委員がおっしゃいましたように、毎年赤字ということで社協にはお話をさせていただいております。私どもが出す補助金とか委託料の方で赤字補填とかをしていただいても困るんですよということで、もちろんしてないということでのご回答ではございますが、そちらについては私どもも今から社協の方にいろいろと協議をさせていただければと思っております。また、先ほど言われましたデイサービスにつきましても、昨年来からマイナスということで報告を受けておまして、うちの方の丸田荘に入らせていただいているデイ利用をさせていただいているところでもございますが、そちらにつきましても、もう他の事業所がされてるので、方向性を考えてはどうですかということで、担当の課長とは話を都度させていただいておりますが、なかなか利用者がまだいるからということでの返答にとどまっているところです。今後、言われたようにどうしても赤字ということであると町の方に負担がっていくようなところも出てまいりますので、より社協の方と密に協議を行いながら、もうどこか他の企業とかでカバーができてる分で社協が赤字になってる分については、手を引いていただくという言い方が正しいのか分かりませんが、そちらの方向で話を進めさせていただいて、もし社協の方でそれでも何か余力があるのであれば新しいことの方に、他の事業所がされてないような、話がちょっと戻りますけどデイサービスにつきましても、全国でデイサービスが始まった時に、他の事業所がデイサービスをされてないからということで先に社協の方でしていただいたという経緯があるようでございますので、先駆的な事業ですね、何かできないかというような前向きな話をさせていただければというところでございます。以上でよろしかったでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

大まかの答えは返ってきたというふうに理解しております。ただ、私が言いたいのは、

小手先で変えても一緒なんですね。経営能力がないのであればもっと大なたを振るべきということも考えられますし、そこら辺を強くご指導していただければというふうに思います。答弁を求めます。

○委員長（金子恵委員）

宮崎住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

ありがとうございます。どうしても地域福祉の推進を目的とした社会福祉法の下に、社会福祉協議会の方は業務を行っていただいておりますので、町としましては大事な事業でございます。その点につきましては協議をしながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

全体的に低所得世帯の給付金の事業について、よその自治体で不正受給とか、要するに過払いとか間違った支給をした時の回収方法というのはどういうふうになってるのかなあと、ちょっと素朴に思うんですけども。お聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

低所得世帯支援給付金の件でございます。不正受給といいますか間違っって申請をとるか、確定申告が要るのにしてなくてっていうか、修正をしてなくてとかってところですね。過払いということが、確定申告の修正申告等が出まして、税務課の方に申請書等が届いたりとかするかと思います。こちらの方の支給をする前には必ずそちらの修正等がないかということも確認を取りまして、なるべくきちんと対象者に確認書が届くような形での対処をさせていただいております。また、その後、修正申告等がありまして、確認書ということで給付をされた方に対しましては、分かった時点で先ほどの返還金もありましたように、返還を求めるといことで文書の方を早急に出しまして、返還をしていただいているというような取り組みをしているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

その返還を求めるといことですが、それに応じなかったらどうするんですか。いや、なぜかといことですね、そもそもこの給付金事業は法定受託事務か、よく自治事務かとかいうのあるじゃないですか。これはどちらなんですか。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

すいません、ただ今の質問は取り下げさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。歳入歳出、そして報告書まで、全て全体的に質疑は他にありませんか。ないですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で福祉課の審査を終了いたします。

場内の時計で14時25分まで休憩します。

(休憩 14時14分～14時24分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより会計課の審査に入ります。本案について提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

皆さまこんにちは。連日の審査お疲れさまです。それでは、令和5年度一般会計歳入歳出決算、会計課所管につきましてご説明いたします。まず歳入でございます。事項別明細書の38、39ページをお願いいたします。16款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金、こちらは会計課所管分は備考欄の下から5番目の用品調達基金運用収入6円でございます。これは同基金の普通預金の利息になります。その際の普通預金の利率は0.001%でございました。次に、44、45ページをお願いいたします。20款諸収入2項1目1節町預金利子、こちらは一般会計の普通預金の利子、それと町県民税などの歳計外の利息分8,770円となっております。

次に歳出となります。60、61ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費4目会計管理費、こちらが会計課所管となります。主な支出は1節から4節までの職員人件費でございます。人件費の1節から4節の総額については前年度比で約100万円ほど増額となっております。その要因については、昨年4月の人事異動により職員1名が入替わったこと。これらによる手当の増加、併せて人事院勧告、こちらによる例月給のベースアップ、期末勤勉手当の支給月数の引き上げを要因としております。また、例年計上することがない1節の報酬、こちらに7万8,000円を計上しておりますけれども、こちらを計上した理由といたしましては、会計課の職員が疾病により病気休暇を2カ月半ほど取得したことによる事務補助パート職員の雇い入れを行ったためであ

ります。次に10節需用費、こちら消耗品費21万3,976円、こちらについては事務用消耗品の購入、そしてあと実務提要の追録費用やプリンターのカートリッジ、あと過年度伝票をストックするボックス等を購入しております。次に印刷製本費11万3,520円、こちらは決算書、今回の決算書ですね、それや源泉徴収票を送付するための窓付き封筒の作成をした時の経費になっております。次にコピー料5万8,142円、こちらは会計課で使用をしています複合機、こちらのパフォーマンス料となっております。印紙代の400円、こちらは会計課より十八親和銀行の方に事務手続上必要な取扱依頼書に貼付しました200円の収入印紙2枚分になっております。次に発出手数料165万円、こちらにつきましては会計課執務室の横にございます十八親和銀行の派出窓口に来られております派遣の行員の方の人件費相当分を令和4年度より負担しているものでございます。これについては、本町の指定金融機関が窓口の収納業務や税金の取りまとめ、あと支払業務、日計表の作成などこれらを行うために、以前は無償で銀行の職員を派遣していただいておりますけれども、長引く低金利や銀行の経営状況の悪化により、コストに見合った手数料を求めることを理由に、県内21市町全てで派出手数料の有料化が4年度より実施されているところであります。次に、令和5年度より新規計上しております窓口収納手数料、こちらについてこれまでの経緯を含めてご説明をしたいと思います。昨年、令和5年度4月から地方税共同機構、こちらが管理運営をしておりますeLTAX、これを活用したQRコード付きの納付書、こちらの運用が昨年4月より始まりました。QRコードを読み取ることでスマホやパソコンでの納付が可能となり、また金融機関の窓口で支払う場合でも、QRコードを読み取ることで納付情報や入金情報がeLTAX経由で自治体に送信されるため、金融機関ならびに自治体双方の収納事務の効率化が図られております。本町においても、個人の町県民税普通徴収分、それと固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の普徴分こちらにおいて、QRコードを納付書に印刷をして納税が可能となっております。これは昨年の4月から始まっております。しかし、本町が送付している納付書の全てにQRコードが記載されているわけではございません。一般会計では、法人住民税、あと町営住宅使用料、学校給食費の職員負担分、施設使用料、あとコピー料、歳計外では町県民税の特別徴収分、特別会計では介護保険料、後期高齢医療の保険料、企業会計の方では水道料金、下水道使用料、こちらにはまだQRコードが付いておりません。システムが対応してないため付けられないような状況になっております。令和5年度においては、本町が送付する納付書の方はQRコード付きの納付書とQRコード未対応の納付書、2種類が存在をしております。そのどちらにも令和5年4月より1件当たり手数料として税抜の33円がかかっております。しかしながら、その2種類QRコードがついているやつをついてないやつの手数料の支払い方法には、ちょっと方法が異なっております、その点について説明を申し上げます。まずQRコード付きの納付書ですけれども、これは先ほど説明しましたように地方税共同機構という地方自治体が共同で運営管理をしておりますそういった機構が、eLTAXという税の、

インターネットを利用して電子的に申告とか納税とかできるシステムを使ってるんですけども、こちらの方を利用しますので、この1件当たり手数料33円は、十八親和銀行に納めるのではなく地方税共同機構の方に支払うこととなります。さらに、5年度に納付された分、昨年4月1日から年度末までに支払われた分手数料については、翌年度6年度の予算で次年度にその手数料を支払うという取り決めになっておりますので、今回の5年度の決算においてはQRコード付きの納付書の手数料については計上されておられません。これは6年度の予算で、納付書を発行した所管課、例えば税務課とか、国保であれば健康保険課の方で予算を確保して、地方税共同機構の方に手数料を支払っております、6年度中にですね。だから6年度の決算の方で審査をいただくということになっております。次にQRコードの未対応の納付書ですね、こちらは一般会計分については、会計課の方で一括で予算を計上し、支払いを行っております。あと特別会計の分や企業会計の分については、おのおのの会計で5年度中に支払いを終えているところでございます。改めて事項別明細書の60、61ページを見ていただいて、令和5年度に会計課が支払いました一般会計と歳計外のQRコード未対応の納付書分の1件当たり33円の窓口手数料として117万9,131円を支出をしております。この手数料の対象となった納付書の枚数、こちらは3万2,483件でございます。次に198、199ページをお願いいたします。こちらのページ、科目の方が前のページからまたがってはいるんですけども、12款1項2目22節償還金、利子及び割引料でございますが、5年度の当初予算において会計課の方で一時借入金利子償還金として予算を82万6,000円を計上しておりました。しかしながら、年度末に支払準備金が不足した場合に一時借入金というのを借りるんですけども、それを5年度については借り入れを行いませんでしたので、決算上はゼロになってこの備考の欄には表示をされておられません。ただ参考までに今回説明の方をさせていただきました。次に205ページの方をお願いいたします。財産に関する調書、こちらの4基金(4)用品調達基金、こちらが会計課所管になります。用品調達基金は、用品の集中購買を実施することにより、用品の取得、管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的とした基金でございます。こちらの基金の額は、現金と物品を合わせた総額100万円で運用をしております。こちらは封筒や納入済通知書、請求兼領収証等を会計課で一括購入をしており、5年度の物品の購入額が54万7,000円、そして各課がこれらの物品を購入した売り上げとして、計上している分が44万2,000円となっております。以上簡単でございますけれども会計課所管の説明になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長(金子恵委員)

説明が終わりましたので質疑を行います。44、45ページ、歳入です。こちらから始めます。こちらの中段辺り、町預金利子、こちらが所管になってます。その前に38、39ページがありますね。6円というのがありました。ごめんなさい、38、39ページの16款1項2目ですね。歳入はこの2つですが、質疑はありませんか。次、歳出で

す。60、61ページ、ここの会計管理費、ここが所管になってます。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

歳出の会計管理費のことで伺いますが、10節需用費の印刷製本費ですが、先ほどの決算書等の印刷にかかるということでしたが、ちょっと以前から素朴に疑問に思ってたんですけども、予算書はこんなきっちり製本されてないですよ、当初予算書。この決算書をこんなにきっちりやるその理由というか、紙とか印刷代がもったいないんじゃないかなと以前から思ってたんですが、何かこれという理由があるんでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

田中会計管理者。

**○会計管理者（田中一之君）**

確かに予算書の方については、このような形でしっかり製本はしてないんですけども、印刷に発注をしてたと思います。それで作り上げてるとは思いますが、決算書については製本した形で出来上がっているということで、どうしてかというお尋ねだと思いますけれども、予算は財政課、決算は会計課所管になっておるということで、会計課の方では従来からこういった形で業者の方にきちっとした形で製本してるんです。すいません、ちょっと答えにはなってないんですが、申し訳ありません。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今後はデジタル化になって、いずれこういう話も逆にあんまりなくなるのかなとは思いますが、今のご回答であれば何かこれという必ずしも必要性があってじゃなくて、何か昔からやってるからっていうように聞こえるんですよ。なので、経費を削減するにはそういう昔からっていうので改善を考えずに続けるのはあまり好ましくないかなとは思いましたが、必ず直せということじゃないんですが、理解しました。今のことは理解しました。同じ会計管理費で、11節の役務費ですね、今、しっかりご説明いただいた窓口収納手数料ですが、ちょっと聞き間違い等があれば申し訳ないんですが、これはQRが付いてない納付書の分ということですが、4年度の分ということでよろしいんですかね。先ほど何か翌年度、前年度の分をっていうことだったかなと思ったんで、ちょっとまずこれが4年度の分の手数料なのか、一応まず回答をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

田中会計管理者。

**○会計管理者（田中一之君）**

先ほどQRコード付きの納付書とQRコード未対応の納付書2種類が存在すると、5年度には存在をしてたというお話を差し上げたんですけども、まずQRコード付きの納付書、こちらはそれの手数料については地方税共同機構との取り決めで当該年度分の

手数料を次年度に払うという取り決めになっております。従いまして、5年度で受け入れたQRコード付きの納付書については、5年度に当然予算も取ってなくて、支払いもしておりません。これはもう6年度の予算で支払うということになっております。もう一つのQRコード未対応の納付書につきましては、5年度の4月1日から年度末までのうちが収入受入れた分になりますけども、その分については5年度の予算で支出をしておりますので、この決算書にあります窓口手数料については5年度分になります。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

分かりました。そうするとQRコード付きで地方税共同機構に払うのは1年度先に払うもので、QRを使ってないものは当年度ということですね。分かりました。そうすると、先ほどのご説明はある程度理解したんですが、ちょっと確認のためなんですが、今回新しい費目ということで、いわゆる当初予算計上の時、これがどういう内容なのかなと思って当時の議事録を見たんですが、この時に当時の会計管理者の方がQRコード対応、未対応関係なく、一律に納付書1枚につき33円の手数料が発生するもので、納付書発行所管課においては、対応の事務が煩雑化を招くことから、会計課での一括予算計上させてもらうものとなっているんですね。これを文面を読むと、QRコード対応のものもこの窓口収納手数料会計管理費ですよという説明かと思うんですが、これは間違っているということですよ。つまりQRコード対応のものは、これには該当しない。ちょっとここ、念のためお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

田中会計管理者。

**○会計管理者（田中一之君）**

ご指摘のとおり昨年の3月の議会で5年度の予算について、会計管理者が説明した内容につきましては、委員ご指摘のとおりQRコード付きの納付書も未対応の納付書も会計課の方で一括で予算を計上して、そちらから支出をすると、そういった説明をしておりました。それは間違いでございます。なぜ間違えましたかと申しますと、やはりそのシステムというか新しいQRコード付きの納付書が発行されるということで、その辺りの負担をまさかその次年度に払うとか、そういったところが多分はつきり私たちが認識をしてなかったという点がありまして、そういった答弁の誤りがあったと思います。この場を借りておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。それでは、歳入歳出全て終わりました。それで、一番最後の205ページ、この基金の分の説明もありました。歳入歳出いずれでも結構です。全体で質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。



これで会計課の審査を終了します。

場内の時計で14時55分まで休憩します。

(休憩 14時45分～14時55分)

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議事課の審査に入っていきたいと思います。提案理由の説明を求めます。

福本課長。

**○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）**

皆さまお疲れさまです。それでは、議事課所管分の説明を申し上げます。歳出のみとなります。事項別明細書の52、53ページをお願いいたします。1款1項1目議会費でございます。1節報酬につきましては、議長以下議員15名と会議録作成補助として雇用いたしました会計年度任用職員2名分の報酬です。2節、3節、4節につきましては、議会事務局職員4名分の人件費および議員の期末手当などを支出いたしております。7節報償費は、議会だよりの読者アンケートに係る謝礼としてエコバックを贈呈をいたしております。8節旅費につきましては、前年度と比較いたしまして約77万円の増加でございます。コロナが5類に移行いたしまして、各委員会の所管事務調査、先進地視察など、活動の結果と考えております。10節需用費から次の54、55ページの18節負担金、補助及び交付金までは経常的経費となります。そのうち、10節需用費の印刷製本費につきましては、議会だよりの印刷単価の方が物価高騰の影響によりまして上がっておりまして、前年度と比較いたしまして約37万円の増加となりました。13節使用料及び賃借料の自動車借上料でございますけれども、通常業務のタクシーの利用に係る支出の他、1月に実施をいたしました産業文教常任委員会の行政視察におきまして利用いたしました貸切バスの借上料を支出をいたしております。金額といたしまして28万5,200円です。また、17節備品購入費でございますが、委員会室等で使用いたしますマイクシステムの機器が故障をしまして、その分を新たに購入をいたしております。以上で、議事課分の説明を終わらせていただきます。審査方よろしく願います。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。52、53、54、55ページ、ここまで議会費、一括して質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で議事課の審査を終了します。

引き続き、監査事務局の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

福本事務局長。

**○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）**

続きまして、監査事務局所管分の説明を申し上げます。こちらも歳出のみとなります。

88、89ページをお願いいたします。下段の方です。2款6項1目監査委員費でございます。1節報酬は監査委員2名の報酬です。2節給料から、次のページ、90、91ページにかけましての4節共済費までは職員1名分の人件費となります。8節は職員および監査委員の旅費及び費用弁償です。10節需用費から18節負担金、補助及び交付金につきましては経常経費となっております、例年と大きく異なる点はございません。以上で説明を終わらせていただきます。審査方よろしくをお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。こちら88、89、90、91ページまで、監査委員費、こちら一括で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

監査委員報酬2名分の計上がされて、決算の報酬の計上がされているわけですが、全員協議会の中で例月監査等の状況というのは今報告を受けるようにはなっていますが、ちなみに監査の監査委員として仕事をされている中で、ここはどうなんだという事で、いろんな質疑をされていると思うので、かなりの数にはなると思うので、全てとは言いませんが幾つかピックアップして、どういった監査の意見等が出されているのかをお聞かせ頂ければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

福本事務局長。

**○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）**

委員おっしゃいますとおり監査を行う中で、随時、質問または指摘ってところは監査委員の中で行われております。その中で、5年度決算審査におきまして出ました指摘事項につきまして、少しちょっと具体的な例を挙げさせていただきます。まず1つ目としまして、令和5年度から開始をしておりますLINE機能を使用した行政手続について、新規事業ということで説明があったんですけども、その中で監査委員の方から住民への周知が不十分なのではないかというところで、今後の周知方策をしっかりとすべきではないかという指摘がございました。他には、嬉里郷の町営駐車場についてですけども、現在管理人を配置しての有人受付を行っているというところで、この有人での業務というのが効果があまりないのではないかという指摘がございました。利便性を高める意味でも無人化の検討をしてはどうかというところのご指摘がございました。もう1つ申し上げますと、水道事業につきまして今人口減少等で料金の収益が減少していると。それに対して物価高騰とか人件費の増加というところで費用が増大をしているというところがございます、今後そういった形で減益が進んでいくだろうと予測されるけれども、今後の経営方針はどう考えているかというところでの指摘とかございました。少し例を申し上げます。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

監査の歳出の10節需用費、食糧費なんですけれども、これ部課によっていろんな使い方があってと思いますし、一概には言えないと思うんですが、もっとう職員とか少ないところでも食糧費っていうのはもっと低く抑えられてるところもあると思うんですが、4万円っていうのは、主にどういう内訳なんですか。

○委員長（金子恵委員）

福本事務局長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

こちらにつきましては、監査の委員で長崎県とか西彼杵郡ってという県とか郡の単位で協議会というのが組織をされております。その際に会議等ありました時に、意見交換会など開催される場合に食糧費として支出をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、ちょっとよく分からなかったんですけど、具体的に長与でそういうのを行う時に用意する食糧費という意味なんですか。ちょっともう1回説明お願いします。

○委員長（金子恵委員）

福本事務局長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

すいません、説明が悪くて申し訳ありません。県の協議会とか、郡の協議会ですね、そういった会議があった時に付随して懇親会等が開催されます。その時の懇親会の参加の経費として、食糧費から支出をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で監査事務局の審査を終了します。

この後結審に入りますが、その前に訂正事項が所管の方からありますので、結審前にそちらを先に済ませたいと思いますので、暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

会計課より発言の訂正があります。

田中会計管理者。

**○会計管理者（田中一之君）**

先ほど八木委員の方から、印刷製本費の決算書の件でご質問があった件ですけれども、私の発言の中であたかも財政課が予算書の方を印刷に発注してるようなニュアンスの発言をしましたので。ちょっと財政課の方に確認しましたところ、財政課は自前で予算書の方は印刷をしております、そういった業者の方に発注はしておりません。で、今後、決算書についても、ペーパーレスとかそういったものもありますので、今後できればもう削減していく方向で、もしくは自前で印刷をするような形で対応してまいりたいと思いますので、訂正方よろしくお願いたします。申し訳ありませんでした。

**○委員長（金子恵委員）**

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

こども政策課より本日の発言の内容に訂正がございましたので、発言を求めます。

村田課長。

**○こども政策課長（村田佳美君）**

こども政策課の岡田委員の育成医療に関するご質問に対しまして、「体に障害のある児童、または知的障害のある児童で身体障害を除去、軽減する手術等の治療に対する医療費補助になります」と回答しておりましたが、正しくは「身体の障害のある児童で身体障害を除去、軽減する手術等の治療に対する医療補助になります」というふうになりますので、私が行いました答弁の訂正をお願いするものでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

よろしいでしょうか。

それでは暫時休憩します。そのあと結審を行いますので、お疲れさまでした。ありがとうございました。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

全ての質疑が終了しました。これから議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本会議で分割付託されました議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 15時07分)